

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 明和

1 日 時 平成28年9月21日(水) 午前10時01分から
午後 3時48分まで

2 場 所
第5委員会室

3 出席した委員の氏名
衛藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、
森誠一

4 欠席した委員の氏名
な し

5 出席した委員外議員の氏名
な し

6 出席した執行部関係の職・氏名
福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名
別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第78号議案のうち本委員会関係部分、第79号議案及び第82号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第81号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、全会一致をもって決定した。
請願19及び請願20については採択すべきものと、継続請願8及び継続請願9については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情7及び陳情8について、質疑を行った。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、大分県次世代育成支援行動計画(第3期計画)の進捗状況について及び大分県新環境基本計画の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 大規模災害対策に関する提言(案)について、本委員会関係部分の検討を行った。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介

政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成28年9月21日（水）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係 10：00～12：00

(1) 合い議案件の審査

第 81号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 78号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 82号議案 大分県国民健康保険運営協議会条例の制定について

継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②大分県次世代育成支援行動計画（第3期計画）の進捗状況について

③公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について

④公立大学法人大分県立看護科学大学の平成27事業年度の業務実績に関する評価
結果について

⑤公社等外郭団体の経営状況等について

⑥大分県医療費適正化計画（第三期）について

(4) その他

3 病院局関係 13：00～13：40

(1) 付託案件の審査

第 79号議案 平成28年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②大規模改修工事の進捗状況について

(3) その他

4 生活環境部関係 13：40～15：40

(1) 付託案件の審査

第 78号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

請 願 19 地域の状況に応じて運用できる「民泊」法制化を求める意見書の
提出について

請 願 20 犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて

(2) 付託外案件の審査

陳 情 7 伊方原発再稼働に伴う四国電力株式会社との打合せの実施に関する
ことについて

陳 情 8 中国共産党政府による法輪功への迫害と臓器の強制摘出に対し日
本政府の正義ある対応を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

③大分県新環境基本計画の実施状況について

④平成27年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水
準調査結果について

⑤瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の策定について

⑥第3次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

⑦第4次大分県DV対策基本計画の策定について

⑧国立公園満喫プロジェクトについて

⑨祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録に向けた国内推薦の決定について

⑩おおいた動物愛護センター（仮称）基本構想について

⑪平成28年熊本地震の検証（中間まとめ）について

⑫大分県地域防災計画の修正について

(4) その他

5 協議事項

15:40～16:00

(1) 大規模災害対策に関する提言（案）について

(2) 閉会中の継続調査について

(3) 県外所管事務調査について

(4) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 3 件、請願 2 件及び前回、継続審査となりました継続請願 2 件並びに総務企画委員会から合い議のありました議案 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました、第 8 1 号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

廣瀬医療政策課長 議案書の 2 3 ページ、第 8 1 号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

お手元に配付しております福祉保健生活環境委員会資料で説明させていただきます。その 1 ページをお開きください。

1 の条例の概要でございます。この条例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、2 改正の理由でございます。医療法の一部改正に伴い、本条例の規定を整備するとともに、中核市として保健所を設置する大分市、具体的には大分市保健所に行っている知事の権限に属する事務の一部に関しまして、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、3 にあります改正の内容をごらんください。

(1) の医療法人の合併が吸収合併と新設合併に細分化されたこと、(2) の特別代理人選任制度が廃止されたことにあわせまして、条項ずれの削除や条項の整理をさせていただきたいと考えております。

また、(3) の医療法人の分割に関する規定が新設されたことに伴いまして、これまでも大分市保健所が行っております書類の受け付けや書類の進達といった経由事務にこの医療法人の分割に係る事務を追加するものです。

4 の施行期日でございますけれども、公布の日とさせていただきたいと存じます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 それでは、第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、当部関係について説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

補正予算総額は、中ほどの段にあります9月補正予算、福祉保健部計として太枠で囲んだ部分で5,140万3千円でございます。

これをお認めいただきますと、既決予算額の太枠で囲んだ部分941億3,403万7千円を加えた予算総額は、一番下の段、現計予算の太枠で囲んだ941億8,544万円となります。

事業の具体的な内容につきましては、担当課長より説明させていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤内健康づくり支援課長 委員会資料の3ページをごらんください。

健康づくり支援課関係についてご説明いたします。

事業番号1、結核医療体制強化事業費2,416万2千円の増額でございます。

本県の結核患者につきましては、拠点病院である西別府病院を中心に受け入れを行っていますが、がんなどを合併した高齢の結核患者の増加に伴い、その対応が課題となっていることから、高度な医療を必要とする患者の受け入れ可能な病床を県立病院に整備するものです。

具体的には、既存の病床を改修し、院内感染を防止するため、陰圧室2床を整備する経費を支援します。

健康づくり支援課関係の説明は以上です。

高橋障害福祉課長 続きまして、障害福祉課関係についてご説明いたします。

事業番号2、県立病院精神医療センター整備事業費2,724万1千円の増額でございます。

これは、本年3月、県立精神科病院に求められる具体的な機能や規模等について報告いただきました県立精神科基本構想に沿って準備を進めているところでございますけれども、今回、新たに精神病床の整備をすることについて、6月には県医療審議会から答申、7月には厚生労働省から同意を得ることができたことから、県立病院精神医療センター（仮称）の整備に着手するものでございます。

具体的には、急性期患者に対し、夜間・休日を中心に受け入れて短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供するため、精神医療センターを整備する県立病院に支援するものでございます。

なお、今年度は基本設計や地質調査を行うこととしておりまして、平成32年度中の開設を予定しております。

説明は以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いいたします。

平岩委員 ちょっと先のことになるんですけど、この新しくできる精神医療センターに収容される患者さんは薬物依存の方も入ると捉えていいんでしょうか。

高橋障害福祉課長 薬物依存だけで捉えるとちょっとどうかかわからないんですけども、

その症状とか状況が急性期の状況にあつて、措置まで至らないような状況の方、そういう方はここで対応することになるかと思ひます。

平岩委員 済みません、まだ先のことなんですけど、だんだん具体的に見えてきだしたら、薬物依存の会のダルクなんかの様子を見ていると、みんな1回は精神病院経由というような状況もあるので、そうすると、精神科にそういう方も入ってくるのかなといろいろ考えたりしたものですから。まただんだんわかってきたら教えてください。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行ひます。

次に、第82号議案大分県国民健康保険運営協議会条例の制定について、執行部の説明を求めます。

幸国保医療室長 資料の4ページをお開きください。

第82号議案大分県国民健康保険運営協議会条例の制定についてご説明いたします。

1の制定理由についてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から、都道府県が市町村と国保運営を担うとともに、安定的な財政運営、市町村国保事業の効率的な実施の確保等について中心的な役割を果たすこととなります。

国保広域化後の事業の実施に当たりましては、改正後国保法の施行日であります30年4月1日の前日までに、県内統一の運営方針等を定める必要があることから、改革法の規定に基づき、当該事業の運営に関する事項を審議する協議会を設置するための条例を制定するものです。

次に、2の協議会の組織等についてですが、(1)協議会の名称は、大分県国民健康保険運営協議会といたします。

(2)所掌事務につきましては、アの大分県国民健康保険運営方針の作成に関する事など3つの事項です。

なお、本県運営方針の概要案につきましては、お手数ですが下の5ページをごらんください。

運営方針には、策定の趣旨等に加え、市町村国保の現状と課題、課題解決に向けた取り組みなどを盛り込むこととしております。

対象期間につきましては、1の運営方針策定の趣旨等の(3)にありますとおり、医療計画等の計画期間と合わせて30年度から35年度の6年間としております。

次に、2の市町村国保の現状と課題として、国保加入者の年齢構成や医療費水準等について整理・分析を行います。本県は、1人当たり医療費の水準が全国4位と高い水準にあるとともに、県内におきましても1.4倍の市町村間格差が生じていることなどが課題であると考へています。

また、(5)医療費及び財政の動向として、これまでの動向とあわせて35年度までの将来推計も行いたいと考へています。

3の課題解決に向けた取り組み等については、(1)課題解決に向けた取り組みとし、①国保事業費納付金制度の導入や②市町村における保険税の徴収の適正な実施など、7つの事項を掲げることとしております。

(2)の取り組みの推進体制等については、県及び市町村が国保連等関係機関と連携を

図りながら取り組みを推進するとともに、取り組み状況を定期的に検証し、必要に応じて取り組み内容を見直すこととしております。

今後、市町村等との意見調整を進めるとともに、国保運営協議会への諮問・答申を受けまして、来年度半ばごろの策定を目途に検討を重ねていきたいと考えております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

2の(3)、協議会の委員の定数についてです。アの被保険者代表からエの被用者保険等被保険者代表の4つの区分ごとに任命し、アからウにつきましてはそれぞれ3人、エにつきましては、被保険者代表等の半数以上同数以内とされていることから、2人以上3人以内としています。

3の施行期日につきましては、公布の日とします。

なお、4のその他についてですが、30年4月1日以降、本国保運営協議会の設置根拠が、改正後の国民健康保険法第11条第1項の規定となることから、30年3月31日までに本条例を廃止するものとしております。

説明は、以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

吉岡委員 1つだけお尋ねします。5ページの3の課題の中の⑤なんですけど、1番下に被保険者証様式や交付時期の統一、出産育児一時金等保険給付水準の統一のところで、出産育児一時金って、県内全市町村で差があるんでしょうか。あえて書いてあるのは、差があって統一するののかということをお尋ねします。

幸国保医療室長 現行としては給付水準に一致しております。基本部分と加算部分があるんですが、ただ、条例等によって加算の部分を変えている部分があるので、基本的には現行の同一分でございます。それでよろしいでしょうかという意思確認等を今後市町村ともしていくところでございます。

守永委員 5ページの中で確認なんですけれども、2の(2)の医療費水準のこの数字というのは、いわゆる被保険者、前段の65歳から74歳だけじゃなくて、全体の年齢での金額かというのと、65歳までの方と65歳から74歳、75歳以上のそれぞれの世代と区分でこういう数字が出せるのかどうか教えてください。

幸国保医療室長 1つ目のご質問につきましては、これは全体の被保険者数、その総額を割っているということでございます。それと、年齢区分別でございまして、市町村国保においてはデータがございまして、年齢区分ごとで算出することも可能でございます。一般的には、やはり高齢者、国保については65歳から74歳までなんですけど、やはり慢性疾患等をお持ちなので、やはり上に年齢が重なるごとに医療費水準としては基本的に高くなるかと考えております。

井上副委員長 4ページの協議会の組織の委員の定数(3)、このアからエまでの部分がありますが、被保険者代表とは、例えば、何かの団体の長とか、何か基準、そういうものがあるのかどうか。

幸国保医療室長 区分につきましてはアからエになっているんですが、被保険者代表としては、今、予定していますのは、例えば、被保険者という形の資格を持っていらっしゃる方ということになるんですが、今、想定としては、老人クラブ連合会とか、地域婦人団体とか、そういった団体の代表の方をお願いをしたいと考えております。

井上副委員長 それぞれ保険医または薬剤師とか、公益代表とか、もう既に予定している部分があるんですか。

幸国保医療室長 これから、この議決を受けてから正式にお願いすることになるんですが、例えば、保険医または薬剤師代表につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それぞれの方に委員としてご推薦いただくと想定しております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について及び継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、あわせて執行部の説明を求めます。

二日市こども未来課長 子ども医療費助成制度に係る継続請願8及び9について、一括して説明申し上げます。

国では、子ども医療の自己負担や国保の国庫負担の在り方に関する検討会の取りまとめを受け、社会保障審議会の医療保険部会において検討を継続しています。

ニッポン一億総活躍プランでは、国民健康保険の減額調整について見直しを含め検討し、年末までに結論を得るとしており、県としては引き続き国の動向を注視していきたいと考えています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これより両請願の取り扱いについて協議いたします。

まず、継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出については、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについては、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これで請願の審査を終わります。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②の報告をお願いいたします。

草野福祉保健部長 それでは私から大分県長期総合計画の実施状況について、ご説明します。

お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてという別冊1、2をごらんください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものですが、今回は最終年度となる安心・活力・発展プラン2005を別冊1で、また、平成27年度からスタートしたプラン2015を別冊2で報告します。

なお、お手元に別紙としてまち・ひと・しごと大分県総合戦略の基本目標・施策KPI達成状況をお配りしています。これは別冊2に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したもので、あわせてご参照願えればと思っております。

まず、プラン2005について、別冊1の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、57施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の達成状況については、表の1番上にありますようにAからDの4段階での評価とされていますが、施策目標を「達成」のA評価及び「概ね達成」のB評価は、表の上から3行目にありますように55施策、全体の96.5%となっています。また、「達成がやや不十分」のC評価は2施策となっています。

次に2ページをお願いいたします。

57施策にはそれぞれ目標指標を定めていますが、それら計192の目標指標について、最終達成状況を4段階の区分にまとめております。「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、161指標、全体の83.9%となっています。また、「達成不十分」は13指標、「著しく不十分」は18指標となっています。

なお、参考資料として、165ページ以降に、政策・施策ごとの平成27年度の目標値に対する達成度及び最終年度の目標値に対する達成度の推移を一目で分かるようレーダーチャート方式にしていますので、後ほどごらんください。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、福祉保健部に関する施策は安心の分野になりますが、政策欄の1子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進から4の医療の充実と健康づくりの推進までの4つの政策に対応した9つの施策と、政策欄8、地域の底力の向上の(1)地域で共に支え合うまちづくり、9危機管理の強化の(2)感染症・伝染病対策の確立の計11施策であり、A評価がそのうち8、B評価が3施策となっています。

平成27年度がプランの最終年となりますが、それぞれの施策において設定している指標について、達成度の高い指標と低い指標について、主なものをご説明いたします。

まず初めに、達成度の高い指標についてご説明します。18ページをお開きください。

高齢者が安心して暮らせる地域づくりの、ページの真ん中あたりII目標指標の指標欄をごらんください。上から2番目の認知症サポーター数です。

これは、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、市町村・民間企業への取り組み要請等により、認知症サポーターの養成が進み、最終年の目標4万人に対して7万7千人を超える実績を上げたことから、達成度が194.4%となったものです。

続いて28ページをお開き願います。

施策、安心で質の高い医療サービスの充実におけるⅡ目標指標欄の4番目、大分DMAT隊員登録者数です。この指標は、災害発生時に被災現場へ迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム、いわゆるDMATの登録者数です。

防災意識の高まりや、DMATの認知度向上などにより、年々隊員登録者は増加しており、430名と目標値を上回る実績となりました。4月に発生した熊本地震では、16病院から22チームが熊本入りするなど、県内外で活躍しているところであります。

続きまして、達成度の低い指標についてご説明いたします。

8ページにお戻りください。

施策、次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備の目標指標の上から3番目、ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数についてです。

同事業は、児童の一時預かりなど、登録会員による相互援助活動に関する連絡調整を行うもので、プランの策定時は全市町村での事業実施を最終目標としていたところですが、その後の市町村の事業計画の見直しで姫島村、津久見市は31年度までに実施しないとなったこともあり、実績が13市町となりました。今年度から九重町が事業を開始しますので、14市町となったところです。今後も引き続き早期実施に向けて支援してまいります。

次に12ページをお開きください。

施策、安心して子どもを生き育てられる保健・医療の充実における目標指標の1番目、周産期死亡率についてです。

この指標は、出生数千人当たりの死亡率をあらわすものであり、27年度の実績5.2は達成度66.7%と目標値に大きく及びませんでした。

Ⅲの指標による評価の1番目にありますとおり、周産期死亡率は出生数千人当たりという指標の性質上、単年度の死亡数により大きく率が変動するという面もあります。今後の対策としては、既の実施している周産期医療協議会での死亡症例検討などに加え、この6月からは総合周産期母子医療センターの医師を本庁併任とし、効果的な施策を講じていくための体制を強化し、しっかりやっていきたいと考えております。

続いて、安心・活力・発展プラン2015の達成状況についてご説明します。

別冊2の3ページをごらんください。

プラン2015では、政策欄の1、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進から3障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進までの3つの政策に対応した8つの施策と、政策欄7地域社会の再構築の(1)つながりを実感する地域社会の実現、9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立が、福祉保健部が所管する施策となっており、A評価が8施策、B評価が2施策となっています。

これら10施策について取り組みを進めているところですが、これも達成度の高いもの、また低いものについて、主なものをご説明いたします。

まず、達成度の高いもののほうです。12ページをごらんください。

プラン2015において新たに策定した施策であります。結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進の目標指標である出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数です。

27年度に開始したおおいた出会い応援事業において、市町村とともに県内の婚活支援団体等も参加する情報交換会を開催するなど、市町村への積極的な働きかけにより、結婚支援窓口の設置や出会いの場の提供等を行う市町村数が13となり、達成度130%と目標を上回りました。

今後も、九州・山口連携による結婚・子育てポジティブキャンペーンや、企業従業員の婚活を支援するコーディネーターの設置などに取り組み、若者の出会いを応援していきます。

続いて20ページをお願いします。

施策、高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築のII目標指標欄の下の指標、要介護認定を受けていない高齢者割合の全国順位です。

これは、元気な高齢者の地域活動への参加や生きがいを支援したほか、自立支援型のケアマネジメント推進や介護予防の取り組み強化などに取り組んだことにより、実績が全国17位と目標を上回ったものです。

プラン最終年の平成36年度には全国トップレベルと言える5位以内を目指して、今後も健康長寿・生涯現役社会の構築に取り組んでまいります。

続きまして、達成度が低いものについてご説明いたします。26ページをお開きください。

施策、障がい者の就労支援における目標指標欄の下の指標、障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額全国順位です。

プラン2005では県内での平均工賃月額を指標としていましたが、全国での位置づけを把握するため、プラン2015では全国順位を目標指標としたところです。

平成27年度の全国順位はまだ発表されていないため、今回評価したのは平成26年度の実績です。全国順位15位は達成度89.2%となり、目標には届きませんでした。工賃月額は前年度に比べ265円上昇しています。

今後も、アドバイザーの派遣等、技術向上や販路拡大の支援、共同受注・共同販売体制の確立などに取り組み、障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりを推進していきます。

二日市子ども未来課長 それでは、最初に説明しました委員会資料の6ページをお開きください。

安心・活力・発展プラン2015の実施状況として、部長から主な指標について説明させていただきましたが、主要な政策として掲げている子育て満足度日本一の実現に関連する計画として、大分県次世代育成支援行動計画、おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の進捗状況についてご報告申し上げます。

個別事業ごとの評価の表の左側にありますように、子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくりや地域における子育ての支援など7つの基本施策を定め、施策ごとに計88項目の数値目標を設定しています。

平成27年度の実績でございますが、7ページの右下にありますとおり、27年度目標値に対し100%以上の達成を二重丸、90%以上を丸印、90%未満を三角印、実績値未確定を横棒として、表の右側の達成率の欄に記載しています。

6ページに戻りまして、指標の2番目の人権教育推進のファシリテーター養成数（累計）を初め、達成率二重丸が38項目、また表の1番目の体験的参加型による人権学習を

実施した児童生徒数の割合を初め、達成率丸印が28項目となっており、一方、15番目の認定こども園数を初め、達成率三角印が6項目となっています。なお、3番目の社会全体において男女の地位が平等と感じる人の割合を初め、実績値未確定が16項目となっています。

8ページをお開きください。

子育て満足度日本一に向けた取り組みを分かりやすく評価するため、計画の総合的な効果であるアウトカムをはかる指標として設定している総合的な評価指標10項目の状況でございます。

指標①の子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合を初めとする4項目で、基準値となる平成26年度数値を上回っています。中でも、②の住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合は、前回、平成25年の調査から13.8ポイントアップの38.3%となっています。

一方、③の保育所入所待機児童数と④の子ども1人当たりの医療費・保育料等助成額の2項目は、平成26年度数値を下回っており、⑩の難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している、と答えた子どもの割合は平成26年度数値を上回っているものの、順位は下がっています。

なお、⑤の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間など、最新値の欄に数値の記載のない指標3項目につきましては、5年ごとの国の調査等で数値を把握することとしており、結果の公表があり次第、更新することとしています。

このような進捗状況も踏まえつつ、おおいた子ども・子育て応援県民会議でご意見等をいただくとともに、副知事を会長とし、関係部局長を構成員とする庁内の推進会議で部局間の連携を図りながら、子育て満足度日本一を目指し、各種施策に取り組んでまいります。
井上副委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いいたします。

吉岡委員 2つ教えてください。1つは別冊1の12ページの安心して子どもを産み育てられる保健・医療の充実の2の目標指数の中の1周産期死亡率が、ちょっと達成が難しかったというのがあるんですけど、自然死ということを言われておりまして、その原因というのがここでわかるかどうかわからないんですけど、例えば、特に高齢に伴ってそういうのが多くなったとか、環境的なものなのか、それとも、県病には周産期母子医療センターもありますから、対応はしてもらっていると思うんですけど、減ってきてはいるけど、最後の4.2ということで、こちらの資料と合わせたときにきちっとこれが対応できそうなのか、それともまだいろんな手当てをしないと難しいのかということ、せつかく子供を望んでいるので、そこを教えてください。

それともう1つは、この委員会資料の8ページの指標の③保育所入所待機児童数ですけど、このレーダーチャートを見ると、ここは俄然低くなっているんですね。この待機児童でお聞きしたいんですけど、3歳以上は結構施設もたくさんあって、100%を超しているところが多いと思うんですが、1番相談の多いのはゼロ歳から3歳までで、その期間に働きたいと思う方も多いけど、やはり預けられないからと。これはそこに支援をしないと、いつまでたっても3歳児はいいけど、3歳までは特に手がかかって、保育士がそこが3人に1人がつくと、そこでどうしても壁があるのかなと。これを解決するには、3歳までを受け入れやすくする支援をしないと解決できないかなと思うので、その2点を教えてください。

さい。

藤内健康づくり支援課長 まず周産期死亡率ですけれども、この周産期死亡は、妊娠22週以降の後期死産と、それから、生後7日未満の早期新生児死亡の合計なんですけれども、今回、5.2という数字が出ておりますが、実際は両方合わせて48例です。具体的には、妊娠22週以降で亡くなる死産が41体、それから、生まれて1週間未満で亡くなっている赤ちゃんが7名という数字なんです、かなり減ってきておまして、毎年大体合わせると40例プラスマイナス数例なんです。多い年は、確かに全国で下位になるんですけれども、マイナス数例のときには全国で上位に行くというような状況で、上がり下がりをお繰り返しています。

実際、どういうケースが周産期死亡になっているかというのを分析しておりますが、生まれつき重い障がいであったり、染色体異常であったりして、なかなか生まれても生存が困難なケースが多いようです。とはいえ、今、平成23年以降、1例1例の周産期死亡例の要因分析を産婦人科の先生方に委員会を立ち上げて分析していただいております。その中で、1例でも防ぎ得なかったのか。つまり、周産期医療体制を整えることによる、あるいは連携とかを進めることによって、1例でも周産期死亡を減らせなかったかという分析をしていただいております。25年の報告を見る限り、36例の中で、1例はうまくいけば救えたかもしれない。逆に言えば35例はなかなか今の医学をもってして防ぐのは困難であろうというような状況でした。とはいえ、まだわずかながらでも改善の余地がありますので、先ほど部長から説明がありましたように、今、周産期医療センターの産婦人科医を週に1日うちの課に来ていただいて、妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化するためにはどうするかという議論をさせていただいておりますので、何とかこれを下げる方向で努力してまいりたいと考えております。

二日市子ども未来課長 保育所、特にゼロ歳から3歳まで、幼稚園の前、保育所に入所定員に対して希望者が多くて入れないという状況は、委員ご指摘のとおりです。

大分県内では、大分市を中心に待機児童が4月の時点でも大分市の350人、佐伯市が20人で、370人出ております。大分市も大変危機感を持っておまして、29年度末の待機児童ゼロに向けて、新たに保育所を運営する事業者を募集して、900人の子供の定員の数に対して、1,600人分の事業者の応募があったと聞いております。応募があったところを全て認めるということではなくて、もちろん適性を判断して、県からも判断する委員会の委員を出しまして、保育所の定員数を大幅に拡大するという計画をしております。

県といたしましては、保育所の整備などに国の支援とあわせて支援するとともに、保育士の確保に力を入れることにしております。そのような保育の定員がふえるということは、保育士がたくさん必要になるということです。保育士の修学資金の制度を今年度から始めますし、また、子育て支援員という資格を取っていただいて、保育士の仕事をサポートする朝夕の子供の少ない時間帯などに保育士と一緒に子育て、保育を担う人材の研修などをやって保育の充実に努めているところです。

吉岡委員 どうもありがとうございます。これは本当に女性の皆さんからも、せっかく頑張りたいという意欲が今伸びておりますし、その環境づくりのためにも、さらにまたよろしく願いしておきます。

境に近い環境でケアすることを小規模化と言っております。

一方、地域分散化につきましては、委員ご指摘のとおり、グループホーム化ということで、本県では一般の民家を借り上げて、そこで6人から8人の児童が共同生活をするという形をとっております。今回、この目標指標は、地域小規模児童養護施設とあって、グループホーム化した施設の箇所数を設定しているところでございます。

清末高齢者福祉課長 老人クラブの会員数の減少についてご質問がありましたけれども、平成17年の加入率が30.2%で、10年後の昨年が17.2%ということになっております。クラブ数も2,130から1,675、約500弱減っているような形です。それで、やっぱりその原因を老人クラブ連合会で分析しております、1つは、やっぱり60歳になってもまだ就労を続ける方が多いというのが1点と、先ほど委員がおっしゃられたように、いろいろな活動をする団体ができてきたというのがあります。それと、まただんだん今平均寿命が伸びてきていまして、高齢化によってやめる方、もう老人クラブの活動はできないという方がふえてきているというのが原因分析でございます。

それともう1つありますのが、単位の老人クラブの会長が交代するときに、老人クラブの会長は、地域においては名誉職なので、だんだん地域の公的な行事の参加というのがふえてきます。それで、何年に1回か交代するときに、新たにになれる方がこんなにたくさん事業はできないというところで、会長を引き継ぐ方の人材がなかなか見つからないということで解散するクラブがふえているというのがあります。

それで、今、全国老連としては声かけ運動とかをしているんですけども、県老連としましては、解散したところはもう1回新たに立ち上げてくれと。そうすれば、今まで前の会長が引き受けていた公職が少しご破算になって、これだけの量でいいよというようなところがあるので、そうしたところを中心に声をかけているという取り組みがあります。

以上のような現状でありますし、また県も老人クラブで新たな活動をしたときに、グループを集めてやったときに補助金をつけて支援しているところでありますけど、現状と分析は今申し上げたとおりでございます。

平岩委員 ありがとうございます。低いとは思っていましたが、組織率がそこまで低いとは思ってなくて、地域の中で老人クラブに入っている方たちは、発言力がとても強いんですね。だから、老人クラブって、何か生き生きしていると思うんですけど、みんな価値観が違うので、1つのところで一緒にというのが苦手な人もいるし、でも、何か私たち地域で助け合いとかするときに、いろんな行事に参加されないのは老人クラブに入っていない方たちで、そういう方たちとどうやってアプローチしていけばいいのかというのを思うときに、これは複雑な問題だなと思いますし、私もいつも「入ったらいいよ、入ったらいいよ」と言われるんですけど、「もうちょっと待ってください、もうちょっと」と言って断っているような状況です。

それと、児童養護施設のグループホームのユニット化はわかるんですけど、すぐにユニット化できないところと、前の状況が続けながら、会社の中でやっているところとあると思うんですけど、9つ養護施設があるんですかね、その中でグループホームとして立ち上げて発展しているところが何施設ぐらいあるんですかね。

伊東こども・家庭支援課長 現在、グループホーム化しているのが8カ所ございます。1つの施設が複数のグループホームを持っているところもあるので、8施設というのは、本

体施設が8カ所ではなくて、グループホームが8カ所ということになるんですが、ユニット化ができていない児童養護施設もまだございますが、現在移転改築も検討しておりますので、改築の際には、そういったユニット化を進めるように支援しているところでございます。

守永委員 3つほどなんですけれども、まず別冊1の28ページで、目標指標の4の大分DMAT隊員登録者数が430人で達成したというお話なんですけれども、具体的にこれはどういう声かけをしているのかなというのが聞きたかったですけれども、何科の医師とかいう、もう専門ごとに声かけをするのが現実なのか、お医者さんであれば全体に投網をかけて募集をしているのか、それを教えていただきたい。

別冊2の12ページで、出会いの関係ですけれども、出会い・結婚に関する支援を実施する市町村数が13となっているんですが、残り5つの市町村名を具体的に教えていただきたいと思います。

それと、同じ本の26ページの障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額全国順位が12位から15位に下がってしまったということで、これは、単価的には上がっているんだという説明があったんですけれども、この順位の出展の資料を教えていただきたいと思います。というのが、15位よりも上にある14位以内の県に障害者差別禁止条例を持っている県がどのくらいあるのかなと思って、ちょっとそれを調べてみたいので、出展があって、全国順位がそれぞれの県でわかれば教えていただきたいと思います。その3点です。

廣瀬医療政策課長 28ページの大分DMATの声かけの方法ですね。一応県医師会を通じまして、手上げ方式でさせていただいています。ただ、どちらにしても、実際いざとなればドクターと看護師さん、あとは事務方と、場合によっては薬剤師さんもついているということで、結構大きな病院にお願いすることになります。あと、知事と協定を結ぶような形にして、知事が指定をするということなんです。

二日市子ども未来課長 出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数13で、していない5の自治体ですけれども、申し上げます。別府市、日田市、竹田市、由布市、姫島村なんですけど、これは27年度の実績値で、実は28年度は全18市町村で実施していただいております。

高橋障害福祉課長 工賃の月額の出展ですけれども、厚生労働省から出ておりまして、順位が県ごとに出ておりますので、資料を提供したいと思います。

井上副委員長 ちょっと今の関連で、障がい者の就労支援、今の別冊2の26ページですね、これは工賃は上昇したけれども、それが伸びて265円上昇した結果、平均値が幾らになったのかわかればお願いします。

高橋障害福祉課長 1万6,134円です。

井上副委員長 別冊1の24ページにも同じ取り組みがあるんですが、このとき中ほどの目標指標ですね、実績値が22年は1万6,205円だったんですかね。1万4,059円に対して、目標年度が1万6,205円。これは265円上昇したというのは、どの数字に対してということなんですか。

高橋障害福祉課長 別冊1の24ページ、27年度の数値が出ておりまして、先ほど言いました265円は、25年から26年の差でございます。

井上副委員長 25年から26年の差。そして、これが27年度。そしたら、26年度よ

りもちょっとまた上がっている。26年度より27年度はさらに上がっているということ。
高橋障害福祉課長 はい、上がっております。

井上副委員長 はい、わかりました。

森委員 では、別冊2の12ページ。先ほど守永委員からもあったんですけども、出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数が、先ほどの話だともう目標値を達成している、100%ということなんですけど、今後、36年度までの目標値が18で、もう既に達成しているということで、この施策に関する意見、提言のところ、13ページにもあるように、婚姻率の上昇等に反映されるとか、あとは出生率の上昇とかの指標をこの成果指標、目標指標とするということは今後考えていないのかどうか教えてください。

二日市子ども未来課長 検討してまいります。

森委員 ぜひよろしくをお願いします。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

③から⑤までをまとめてをお願いします。

廣瀬医療政策課長 お手元の青い表紙の冊子でご説明させていただきます。その冊子の52ページ及び53ページが私どもの県立看護科学大学についての報告になっております。

報告第19号公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況についてです。

まず、左側の項目2の県出資金でございますが。土地・建物合わせて32億6,436万3千円の全額県出資の法人となっております。

続きまして、項目3の事業内容ですけども、当法人は、保健師・助産師・看護師などの看護職を養成するための大学運営を行っており、地域社会への貢献のための教育研究活動を積極的に行っているところでございます。

次に、項目4の平成27年度決算についてですが、経費削減及び外部資金の確保に努めながら、大学運営は計画どおり順調に行われております。1番上の経常収益は9億5,286万7千円、その下の経常費用は9億1,956万9千円で、差し引きの経常利益は3,329万8千円の黒字となっております。

剰余金につきましては、目的積立金として積み立て、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てることとされています。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項並びに6の対策及び処理状況ですけども、開学後18年が経過し、教育・研究の機器類及び施設が老朽化しております。6の1にありますように、機器類は全体的な教育、研究機器整備計画を策定し、主に目的積立金で修理、更新に努めているところでございます。また、施設の保全については、大分県公共施設等総合管理計画の中で進めてまいります。

さらに、5の2の収入の確保策として、外部資金である競争的研究費などを確保するため、6の2に書いてありますように、教員全体に対する説明会を開催するなど、全員が獲得できるような対策を行っているところでございます。

続きまして、53ページ右側の公立大学法人県立看護科学大学の平成27年度の業務実績に関する評価結果についてご報告申し上げます。

これは、地方独立行政法人法第28条に基づき、各事業年度における業務実績について、経営・財務・看護教育等、各専門分野の外部委員5名から成る評価委員会の評価を受けまして、報告させていただくものです。

平成27年度の評価については、2の(1)にありますとおり、「全体として年度計画を順調に実施している」という結果でした。

大項目評価としまして、(2)の枠内にありますように、Iの教育研究等の質の向上については最も高いS評価を、また、IIの業務運営の改善及び効率化からVのその他業務運営の4項目についてもA評価と、高い評価を受けているところでございます。

その判断理由については、(3)にありますように、特定行為に係る看護師の研修制度について、九州で唯一の指定研修機関に認定されたこと、また、地域の在宅高齢者への予防的家庭訪問実習を正規の科目として本格実施したことなどが評価されているところでございます。

前田福祉保健企画課長 公社等外郭団体の経営状況等についてご報告させていただきます。

今回、福祉保健部が経営状況をご報告する公社等外郭団体は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議案として経営状況等を報告する団体が2団体、大分県公社等外郭団体に関する指導方針に基づき報告する団体が2団体の計4団体です。

資料は、青い冊子の県出資法人等の経営状況報告概要書と公社等外郭団体経営状況等調書及び緑の冊子の公社等外郭団体見直し方針の3冊ですが、引き続き青い冊子を使って説明させていただきます。

まず、県出資比率が25%以上等である指定団体に該当する3団体について、ご説明いたします。

概要書の6ページをお開きください。

初めに、社会福祉法人大分県社会福祉協議会の経営状況について、ご説明いたします。

項目2のとおり、資本金等の総額は1,500万円で県からの出資金はございません。

項目3の事業内容ですが、1から6にありますように、社会福祉を目的とした各種事業を行っています。

項目4の27年度の決算状況ですが、左側の事業活動収支計算書の当期収支差額は、プラス5億2,062万円となり、右側の貸借対照表の当期正味財産(純資産)増減額も4億7,572万3千円の増となっています。

いずれも主な要因は、平成27年度国の補正予算に盛り込まれた介護人材・保育士確保のための修学資金貸し付け事業に伴う積立金の増加によるものです。

また、項目5の問題点及び懸案事項の2のところですが、県社協は、課題である財務改善と組織強化のため策定した経営基盤強化・発展計画に基づき取り組んでおり、この中で指標としております資金収支計算書(一般会計社会福祉事業区分)の当期資金収支差額は、2年連続のマイナスから、平成27年度は504万3千円のプラスに転じ、改善が図られたところでございます。

続いて、7ページを見ていただきたいと思います。

公益財団法人大分県地域保健支援センターの経営状況について、ご報告します。

まず、項目2の県出資金は500万円で、出資比率は25%となっております。

項目3の事業内容ですが、主要な事業は、3番目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業で、主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しており、27年度の検診受診者数は延べ22万1,900人となっております。

次に、項目4の27年度決算状況ですが、左側の当期正味財産増減額は3,457万1

千円のマイナスです。マイナスの理由としては、項目5の2にありますとおり、職員の早期退職による退職金の増加や乳がん読影料のアップによる医師報酬がふえたこと等が挙げられます。項目4に戻りまして、右側の貸借対照表の正味財産は5億2,945万9千円となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項及び項目6の対策及び処理状況ですが、少子高齢化による人口減少や医療機関での個別検診志向の高まり等から、検診受診者数が減少傾向にあり、検診収入の確保が課題となっています。

検診収入の確保のために、今後は、平成27年度に策定した新経営改善計画により、平成20年度以降、据え置きとしていた各種検診料金の増額改定やがん検診での最低保証料金制を導入する市町村の拡充、さらには、支援センターに併設するクリニックにおいて需要の多い乳がん検診の開所日数の増を図る等により、収益の増を図ることとしています。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思います。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況について、ご報告いたします。

項目2の県出資金は2千万円で、出資比率は31%となっています。

項目3、事業内容としては、1の移植医療に関する普及啓発、2の腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業、3の臓器提供医療機関に対する体制支援や教育事業などとなっています。

次に、項目4、27年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の経常収益は491万2千円、経常費用は412万8千円で、当期正味財産増減額は72万1千円のプラスとなっています。

主な収入で特徴的なものとしては、3番目の支援型自動販売機等が106万5千円となっており、主な支出は、移植コーディネーターの人件費が222万2千円となっております。

同じ項目4の右側、貸借対照表の1番下、正味財産は6,753万8千円となっています。

次に項目5、問題点及び懸案事項及び6の対策及び処理状況についてですが、自主財源の確保など経営体質の強化が課題となっていることから、25年度からの取り組みとして、3月末現在12台あります支援型自動販売機の設置活動を進めるなど、今後も必要な収入の確保を図ることとしています。

続いて、36ページをお開きください。

県出資比率が25%未満で、その他の出資等団体に該当します公益財団法人大分県アイバンク協会の経営状況についてご報告させていただきます。

項目2、県出資金は500万円で、出資比率は7%となっています。

項目3、事業内容ですが、1 献眼者の募集及び登録や、2 提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせん、3 の献眼や角膜移植に関する普及啓発などとなっています。

次に、項目4、27年度決算状況ですが、左側の当期正味財産増減額は120万4千円のプラスとなっています。

主な収入で特徴的なものとしては、昨年度6名から角膜の提供があったことによる眼球斡旋手数料が180万円となっております。右側の貸借対照表の1番下、正味財産は7,371万2千円となっております。

項目5、問題点及び懸案事項及び項目6、対策及び処理状況ですが、眼球斡旋手数料が不安定であることから、それ以外の財源の獲得が課題となっているため、引き続き献金の普及啓発、寄付金や企業協賛金の確保、そして、現在4台あります支援型自動販売機の設置活動を進めるなど、安定した収入の確保を図ることとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

幸国保医療室長 委員会資料の9ページをお開きください。

5月の初常任委員会の際に、本年度の県計画等の策定スケジュールとして、当室から大分県国保運営方針と大分県医療費適正化計画（第3期）についてご報告したところですが、国保運営方針については先ほど申し上げましたので、大分県医療費適正化計画の概要について、ご説明いたします。

初めに、1の計画策定の趣旨等についてです。（1）趣旨については、県民の生活の質の維持・向上及び良質かつ適切な医療提供体制の確保を図りながら、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進していくために定めるものでございます。

また、（3）計画期間につきましては、大分県地域医療構想が本年6月に策定されたことも踏まえ、第3期の本来の始期である平成30年度から1年前倒しし、29年度から35年度の7年間の計画としております。

次に、2の医療を取り巻く現状と課題についてです。（1）県民医療費については、本県の平成23年度の県民1人当たり医療費は全国4位と高い水準にございます。また、その下の（2）県内市町村別医療費についても、平成26年度の市町村国保1人当たり医療費に1.4倍の格差があるなど、都道府県及び市町村間の地域差の縮減などが課題となっております。

このような課題の解決を図るため、その下3の計画の目標等にありますとおり、（1）県民の健康保持の推進に関するものとして7項目、（2）医療の効率的な提供の推進に関するものとして2項目の目標を掲げております。

また、これら目標の達成成果を踏まえた平成35年度における医療費見込みも設定することとしております。

次に、4策定体制についてですが、県医師会や保険者協議会等関係団体の代表19名で構成する大分県医療費適正化推進協議会において協議、策定することとしております。

最後に、5の策定スケジュールについてですが、今後、国の示す基本方針の改正を受け、第1回目の医療費適正化推進協議会を10月に開催し、委員皆様方のご意見等も伺いながら、来年度半ばごろの策定を目途に、検討を重ねていきたいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いします。

近藤委員 医療費がいろんな取り組みで結構安くなっているところもあるやに伺っています。埼玉県のある町、早稲田大学が75歳以上の医療費がどれぐらいかかっているかというのを調査している結果が新聞に載りましたけれども、労働者——現役として働いている75歳以上の人たち、約千人近くの平均医療費というのは約70万円、それから、一般の75歳以上の一般市民の平均医療費というのが91万円というような調査の結果があります。ということは、やっぱり目的を持ってしっかり働いている人は、医療費が抑えられて

いるのかなと思いますし、徳島県の中山間地で有名な町がありますけれども、葉っぱビジネスはご存じですね。あれをやられているところは、お年寄りがいろんな自分たちの収入のためにいろいろ頑張って働いている。約200戸ぐらいなんですけど、3億円近く稼いでいます。そこは入所者がだんだん少なくなって、老健施設が成り立たなくなって、そういう状況があるわけでありましてけれども、そこまで出るといろんなところで影響が出ますけれども。高齢者になっても目的を持ってしっかり働いていけば、健康寿命にもつながりますし、医療費抑制にもつながりますよね。そういう施策をしっかりと県もいろんな面で打っていただいて、そういうのもPRしながらやっていただいたらどうかなと個人的には思っています。

それで、1つお聞きしますけど、今、高額医療費の徴収はどうなっているんですかね。私は目の手術をしたんですけど、「今回は医療費の請求はありません」と3回ぐらい言われたんです。高額医療の徴収はどうなっているのか、現場で払わんでいいようになっているのかな。どういう部分が徴収になっているのかな。お医者で聞くわけにもいかんけん、お願いします。

幸国保医療室長 高額医療制度は、一定の限度額を超えた場合というのがあってあります。委員がおっしゃるように、それを超えていなければ、請求は基本的にというか、超えていないのかどうかというのがあるんですけれども、基本的には今市町村が窓口となっています。ですから、こういった場合については、申請という形でお願いをしていると伺っています、国保の関係についてはですね。

近藤委員 医療機関で直接、「限度額を超えていますので、きょうの支払いはありません」と。一応払って、それからあれかなと思ったんですけど、今、そういう制度になっているのかな。

幸国保医療室長 一医療機関で外来の場合ですと、そういった形で自分の負担があらかじめ申請しておいた場合は、医療機関から別途市町村に請求する場合もあるものですから、その扱いが由布市さんがどうなっているか、今存じていないですけれども。

草野福祉保健部長 委員は国保になるんですか。

近藤委員 いや、後期高齢者。大体70数万円払っていますけど。

幸国保医療室長 後期高齢者の場合は、1度申請というか、確認しますと、広域連合でそういう手続をするようになっておられると伺っておりますので、多分そういった意味では、超えるものについては医療機関が広域連合等と調整して、精算というか、処理をされていると考えています。

近藤委員 3割負担だから、当然かかるなと思っておいたら、「医療費がきょうはありません」と言われて、えっと思って、払わんほうがいいけどなあと。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

森委員 大分県として健康寿命日本一に取り組むということで、いろんな施策が行われていますけれども、間もなく10月が健康づくり推進月間ということで、福祉保健部を挙げてまたいろんなイベントとかの展開をされると思うんですけど、庁内でもそういった意識を職員さん自身も、我々議員も持っていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺の話で10月もうすぐですけれども、受けて、この県庁内での取り組みとかいうことがあれば、

またさらに加えて、何か紹介することがあれば教えてください。

藤内健康づくり支援課長 10月を中心とした健康寿命延伸月間は、県内で318のイベントが予定されて、延べ5万人を目標に、多くの県民に参加いただこうと思っています。

今、委員ご指摘の庁内でどう取り組むかということですが、1人1人の職員の健康づくりについては、この10月にウオークラリーといいますか、そういうヘルスアップ事業をそれぞれの所属ごとにやるという取り組みもごさいますし、それだけじゃなくて、各部局がこの健康寿命を延伸するために福祉保健部だけじゃなく、各部局と一緒に連携して取り組んでいただくことが必要ですので、実は昨日、健康寿命日本一おおい推進本部会議という、知事が本部長で各部局長が委員となっている2回目の会議をきのう開催いたしました。その中で、各部局がこの10月の推進月間に、その関連する団体とどう取り組んでいくのかといったような報告もありましたし、また、ちょうど今、来年度に向けていろいろ議論していますので、各部局が今年度、さらに来年度どういう取り組みをするかという議論をいただきました。県庁を挙げて、本当に福祉保健部だけじゃなくて、各部局が連携して、この健康寿命日本一の実現に向けて、庁内として取り組んでいくという状況になっています。

森委員 県民総ぐるみということでもありますし、県庁が本気を見せればまた県民にも広がっていくと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

吉岡委員 それでちょっと思い出したんですけど、先般、第2回の健康寿命日本一創造会議に私も出させてもらって、あの中のカッチコピーの最優秀賞、これがすばらしいので、これをば一っと広げたほうがいい。それは大分方言ですけど、「いつまででん たべちあるいち 笑おうえ」、これは大分方言でとてもわかりやすいし、せつかく最優秀なので、いろんな機会にどんなアピールをしたら大分もPRできていいのかなとちょっと思い出まして、すばらしい作品だったので、ご紹介しました。

平岩委員 ちょっと時間があるようなので、私がことしの夏に知らなくて勉強したことなんですけれど、工藤企画監にも随分お世話になって、一緒に教えてもらったんですけど、区画整理や街路事業とかで、自分の土地を提供したりすることがありますよね。その提供をしたときに、一定の収入をいただいて、家が削られたら家を建てかえなきゃいけないとかいうことで、何千万円もらってもそれで使っちゃうんですけど、所得税は5千万円までかからないんですね、収入があっても。

でも、次の年の国民健康保険と介護保険料が最高額のところに値して、どっと上がったんですよ。私の相談を受けた方は、ご高齢者で、年金生活者でそんなに蓄えがあったわけでもないのに、びっくりしてしまって、これでは生活できないって大騒ぎになった。市の管轄の街路事業だったので、市で随分聞いて回ったんですけど、法律で決まっていますからというところで、法律で決まっているということを知らなかった、きっと担当の人たちもそのことをお伝えしてあったんだと思うんですけど、やっぱりそこがうまく入っていなかった。そのことを私自身も知らなかったんで、実際、土地収用に携わっている土木の方に聞いてみたら、用地課の方は知っていたんですけど、ほかの方は知らない方が多かったんで、ぜひこのことは共有して、法律が変わることが1番いいのかもしれないけれど、市長会等も要求しているらしいんですけど、いずれにしても、そういう形で公共事業に提供したときには、次の年の介護保険料や医療保険はどっと最高額になるということ

ご存じだったでしょうか。私は知らなかったのですが、大変だったんですけど、ご存じでしたか。それが共有できたらいいなと思ってご案内させていただきました。

幸永委員 関連してというか、補足的な部分になるかもしれないんですけども、土地収用とか、そういう事業とは別に、いわゆる財産を現金で譲り受ける分には非課税の部分があるんですけども、それを税金を払うために転売するとかしたときに、一時所得になってしまって健康保険関係は全部税率が上限に張りついてしまうので、そういうことがありますよというのを、いわゆる保険のほうから周知する取り組みもないと、その事業にかかわる方だけが知っていて、情報としてお伝えするというのでは、やはりそんなのあるというので、びっくりする方が多くいると思うんですね。保険サイドから、市町村の窓口からうまく伝わるように工夫をしていただければと思います。

幸国保医療室長 国保の関係になっておりますので、先ほどの分でいえば、収用関係は毎回毎回ありましたので、私も土木と事情をお話したときに、基本的にはその辺の状況はご了解いただくことになっていて伺っております。ただ、他方、やはりそういったことを知らないままに保険料が高額になっている部分もありますので、それにつきましては、また市町村と協議しまして、どういった方法がいいかということを検討させていただければと思います。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、休憩します。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 32 分休憩

午後 1 時 1 分再開

衛藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、病院局関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

第 79 号議案平成 28 年度大分県病院事業会計補正予算（第 1 号）について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 第 79 号議案平成 28 年度大分県病院事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書は 11 ページになります。本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料によりご説明いたします。資料の 1 ページをお開きください。

上の表の資本的収入及び支出についてであります。太枠にあります資本的収入の補助金を 5, 140 万 3 千円、資本的支出の建設改良費 5, 247 万 1 千円を増額するものでございます。

補正により実施するものは、下の表にあります 2 つの事業でございます。

まず、障害福祉課所管の県立病院精神医療センター整備事業費であります。補助金 2, 724 万 1 千円、建設改良費も同額 2, 724 万 1 千円の事業でございます。

この事業は、今年 3 月に県立精神科基本構想検討委員会から報告のありました県立精神科基本構想に基づき、精神科の急性期患者に対し、夜間・休日を中心に受け入れて、短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供するた

め、県立病院に精神医療センター（仮称）を整備するものでございます。

なお、今年度は基本設計や地質調査を行うこととしておりまして、平成32年度の開設を予定しております。

次に、健康づくり支援課所管の結核医療体制強化事業費についてであります。補助金2,416万2千円、建設改良費2,523万円の事業でございます。

この事業は、結核患者の高齢化に伴い、がんなど高度医療が必要な疾患を併発した患者の受け入れ可能な病床を2床整備するものでございます。

具体的には、当院内に院内感染防止のため、病室の陰圧化などの整備を行うものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

守永委員 結核医療体制強化事業の関係で、2床こういう陰圧病床をつくるということで、特に病床数全体の増減はないのかということと、県立病院精神医療センターの関係で、どうしても赤字部門だという話があちこちから入るものですから、実際、建てるに当たって収支の見込みはどうされているのか。その辺ちょっと教えていただければと思います。

足田総務経営課長 まず病床数であります。9階にあります5床の部屋を2床にするということで、数としては3床減ることになります。

もう1つの精神医療センターの収支見込みですけれども、今回整備する精神科救急の分野につきましては、不採算の分野と言われております。今後、医師のほかにも看護師でありますとか、あるいは精神保健福祉士などの精神医療に必要な医療スタッフを確保して体制を十分整備した上で良質な医療を提供することで、最大限の収益を確保していきたいと考えております。参考までに、お隣の宮崎県立宮崎病院の繰出金の状況を見ますと、年間に約3億円の繰り出しが行われていると。病床数が42床であります。

守永委員 どうしても県で設置が必要だと言われている部門ですから、極力合理的な運営というのが大事なんですけど、ただ、そういう中で体制が整わないというのが1番やはり問題でしょうから、職員が健康に働ける体制というのを意識してやっていただければと思います。よろしくお願いします。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況についてご説明いたします。

お手元の冊子、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

目標達成度の評価方法等については、既に福祉保健部から説明があったと思いますので、省略させていただきます。

それでは、別冊1のプラン2005についてご説明したいと思います。3ページをお開きください。

病院局に関する施策は、政策欄の4、医療の充実と健康づくりの推進の（1）安心で質の高い医療サービスの充実の一部でございます。

所管部局は福祉保健部になりますが、この中の県立病院対策事業が対象となります。

28ページをお開きください。中ほどの目標指標の表の指標欄をごらんください。

このうち、5番目の県立病院における地域医療支援病院の承認要件が病院局の施策となりますが、初診患者のうち、地域の医療機関から紹介された患者さんの数の割合である紹介率と、県立病院から地域の医療機関へ紹介した患者さんの数の割合である逆紹介率を評価指標としています。

目標年度である平成27年度の紹介率・逆紹介率の目標値は、それぞれ60%、70%としており、それに対する実績値は66.5%、82.5%で、達成率は110.8%、117.9%となっており、目標を達成しているところでございます。

続きまして、別冊2をお願いいたします。別冊2のプラン2015について説明いたします。3ページをごらんください。

病院局に関する施策は、政策欄の2、健康長寿・生涯現役社会の構築～健康寿命日本一の実現～の上から2番目の施策であります、(2)の安心で質の高い医療サービスの充実の一部でございます。

18ページをお開き願います。

プラン2005と同様に、所管部局は福祉保健部になりますが、この中の県立病院対策事業が対象となり、主な取り組みとして、⑤の県立病院のさらなる機能強化でございます。

なお、プラン2015においては、病院局に関する指標はありませんが、指標以外の評価として、次の19ページに記載しております。19ページの左上のIV指標以外の観点からの評価の1番下の⑤にありますとおり、平成26年度に策定した第三期中期事業計画に基づき、急性期病院としての基盤づくりを推進するとともに、大規模改修工事や病院総合情報システムの更新に着手するなど、県民医療の基幹病院としての体制整備の強化を図ったところでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

秋吉会計管理課長 大規模改修工事の進捗状況についてご説明いたします。

先ほど補正予算の説明で使用しました福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の改修計画でございますが、県立病院につきましては、築後24年が経過し、各種設備の老朽化が進行したため、昨年度から大規模改修工事を実施しているところです。

その下、2の改修スケジュールでございますが、増築棟及び本館2階のサーバー室の工事が完了し、7月から本館西病棟を中心とする1期工事をスタートさせたところでございます。

その下、左側の建物図に①から⑤の番号で表示しているところが、本年度の主な工事予定でございます。1番下に箇所名と工事期間を記載しておりますが、①は10階で現在改修中であり、来月10月には②の2階厨房、11月には③の9階東棟の階改修、12月には④の2階手術室、来年3月には⑤の9階西棟に順次着手していくこととなっております。

全体の改修工事が長期にわたること、また、特に厨房及び手術室はエリアを分割しながらの改修となっていることから、工事の安全確保と円滑な施工につきまして、土木建築部

施設整備課を初め、施工者、監理者と十分な連携・調整を図ってまいりたいと考えています。

なお、工事期間中におきましても、県民医療の基幹病院として、県民の安心・安全を医療面で支えるべく、入院及び外来患者の診療に極力影響を生じさせないようにして、良質な医療の提供に全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様のご指導のほどよろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

森委員 先ほどの結核病床2床については、今回の改修工事の中で、さっきチラッと9階と聞いたんですけれども、その計画と先ほどの予算に上がっていた件を教えてください。

秋吉会計管理課長 結核病床につきましては、9階の西棟に当たります。来年3月から西棟全体の工期が6月までとなっておりますので、この中で工事としてはあわせて実施するという形になります。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 結核病床も今回予算をいただきましてから、今から設計に出しますので、そこで詳細なスケジュールが出てまいります。箇所としては9階になります。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

守永委員 ご報告なり提案があった部分とはちょっと違うんですが、福祉保健部のプランの中でも評価指標になっているんですけれども、県病のスタッフでDMA Tに登録されている方は何人ぐらいおられますか。

田代病院局長 正確な人数はわかりませんが、日本DMA Tは2チームできる体制になっています。それから、大分DMA Tは6チームぐらいは編成できる人数がおります。

守永委員 ちなみに1チーム何人ぐらい。

田代病院局長 医師1人、看護師が2、物流が1です。

守永委員 ありがとうございます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 日本DMA Tが今12名と、それから大分DMA Tが34名となっております。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 これより、生活環境部関係の審査を行います。

まず、審査に先立ち執行部から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

柴田生活環境部長 7月4日付で防災局が設置されたことに伴いまして人事異動がございましたので、本日改めて関係職員からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

あわせて、昨日の台風16号に関しまして、新しい防災局長からご報告させていただきます。

なお、本日は、矢野危機管理監が台風の被災状況の確認のため欠席させていただいてお

りますので、お断り申し上げます。

〔幹部職員自己紹介〕

神理事兼防災局長 台風16号に関する災害情報について、私からご説明させていただきます。

9月19日から20日にかけて県南部を中心に被害をもたらした台風第16号に関する県内の被害状況です。

今回の台風は降水量が多く、県内では佐伯市蒲江で20日午前9時までの24時間雨量が416ミリ、ちなみに延岡市が445ミリということがございます。これは9月の観測史上最大ということがございます。また、20日5時47分には最大瞬間風速25.7メートルを記録しています。

被害状況等については、お手元の資料がございますけども、これは本日の9時30分現在でまとめたものがございます。

資料2ページをごらんください。

まず、2の災害対応状況ですが、大雨警報発表前の19日15時に災害対策連絡室を設置し、強風注意報の発表予想時刻の21時に災害警戒本部へ移行しました。

それから、昨日20日には全ての警報が解除されましたが、調査中の被害もあるため、17時に災害対策連絡室へ移行して、現在情報収集に当たっているところでございます。

次に、3の被害状況です。

人的被害については、幸いありませんでした。

その下、(2)建物被害ですが、大分市で土砂崩壊による半壊が1件のほか、佐伯市で床上・床下浸水が61件など、計63件の住家被害が発生しています。なお、佐伯市では住家の被害状況について、今後、調査を進めるということになっております。

次に、(3)の道路被害ですが、崩土や道路の冠水等で60件の被害があり、そのうち22件の全面通行どめが発生しております。

続きまして、3ページをごらんください。

(6)のライフライン被害ですが、豊後大野市三重町で21戸、佐伯市の蒲江、宇目町等で、約300戸が停電しましたが、全て復旧しております。

次に、(8)の学校施設の被害です。佐伯市の学校を中心に、多くの学校で体育館等に雨漏りが発生しているという状況です。

4ページをごらんください。4の避難者の状況についてです。

台風に備えて、15市町において226カ所の避難所を開設しました。

また、(2)にありますが大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後大野市の6市が避難勧告あるいは避難準備情報を発令しました。

実際の避難者数は、自主避難も含めまして最大で260世帯、397人となっています。
衛藤委員長 ありがとうございました。

それでは、付託案件の審査を行います。

第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算(第4号)のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算(第4号)のうち、生活環境部関係部分について、ご説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

生活環境部関係の補正予算額は、表の左から4つ目、補正予算額欄の1番下の2億4,630万円でございます。既決予算額と合わせた予算総額は114億7,462万9千円となります。

次に、補正予算の具体的な内容について、ご説明します。2ページをごらんください。

まず、私立学校施設耐震化促進事業、補正予算額は1,987万3千円でございます。本事業は、私立学校の耐震化を促進するため、学校法人が行う耐震改築工事に対し助成するものでございます。内容は、別府溝部学園高校が実施する寄宿舎の耐震改築工事に要する経費の一部を国庫に上乘せして助成するものでございます。

次に、その下、自然公園施設災害復旧事業、補正予算額は1億500万円でございます。本事業は、被災した登山道など自然公園内の県有施設を復旧するとともに、市有施設の復旧に対し助成するものでございます。内容は、国の経済対策で自然公園施設の災害復旧制度が創設されたことから、熊本地震により被災した竹田市の赤川登山道や、九重町の諏蛾守（すがもり）避難小屋の復旧を行うとともに、由布市が実施する狭霧台園地の復旧に対し、助成するものでございます。国の補助率は5分の4となっております。

次に、その下、生活基盤施設耐震化等交付金事業、補正予算額は9,782万2千円でございます。本事業は、大分県生活基盤施設耐震化等事業計画に基づき、市町村が実施する簡易水道の統合整備や水道施設の基幹改良に対して支援するものでございます。内容ですが、今回、国からの追加内示があったことから、簡易水道の統合整備として、由布市、臼杵市、豊後大野市の3市3カ所、水道施設の基幹改良として、宇佐市の3カ所を、補正予算に計上するものでございます。

次に、1番下、動物愛護拠点施設建設事業、補正予算額は2,360万5千円でございます。本事業は、犬猫の譲渡を推進し、動物愛護の啓発・教育を充実させるため、新しい動物愛護の拠点施設を大分市と共同で設置するものでございます。具体的な補正内容ですが、平成30年度中の開設を目指し、設置予定地である大分市廻栖野（めぐすの）のみどりマザーランド内の用地測量や基本設計等を実施するものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより午前中に審査しました福祉保健部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

請願19地域の状況に応じて運用できる「民泊」法制化を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

佐伯食品安全・衛生課長 お手元の請願文書表1ページをお開きください。あわせて、委員会資料の4ページをごらんください。こちらで説明します。

「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書の概要でございます。

訪日外国人の増加に伴い、都市部において宿泊施設が不足している中、インターネットを通じて、自宅の空き部屋を提供し、宿泊者を募集する民泊サービスが全国的に広がっています。本来、旅館業の許可が必要ですが、手続の煩雑さや他法令による制限を理由に許可を取得せずに営業する施設が多数あらわれる事態となっております。

このような中、国においては、有識者による「民泊サービス」のあり方に関する検討会で検討を進め、本年6月20日には、資料上段の総論の2行目にありますように、「早急に法整備に取り組むべきであり、既存の旅館業法とは別の法制度として整備することが適当」とする内容の最終報告がなされました。

次に、資料中段の民泊の制度設計のあり方をごらんください。(1)にありますように、基本的な考え方として、住宅を活用した宿泊サービスの提供と位置づけ、一定の要件の範囲内で実施するものとしています。また、(2)と(3)にありますように住宅の提供者は行政庁へ届け出ること、住宅の家主が不在で提供する場合は管理者を置くこと、管理者及び民泊の仲介業者は行政庁へ登録することとしています。(4)の一定の要件等としては、年間提供日数の上限設定を基本とすること、住居専用地域でも実施可能とすること、制度設計の具体化に当たっては地域の実情に配慮すること等も記載されています。

このような内容を踏まえ、できるだけ早期の国会提出を目指し、新法案が検討されていると聞いております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

森委員 今、農家民泊とかをされている方も当然対象になるし、a i r b n b (エアビーアンドビー)とか、ネットでかなり大分県でも紹介されていますけど、そういったところがほとんど対象になるということによろしいのでしょうか。

佐伯食品安全・衛生課長 農泊、グリーンツーリズムとかブルーツーリズムについては、従来から実は旅館業法の枠の中で許可をとって今営業しております。業としてもうやっておりますので、農泊、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどは旅館業法の許可をやっていただいておりますが、今回対象になるのは、今、森委員の言われるように、a i r b n bのように、インターネットを通じて宿泊を仲介するような業態、いわゆるマンションの1室であるとか、そういったところを仲介業者が仲介して一般の方に貸し出すようなところでございまして、業としてはやっていないんですけれども、そういう形態で営業活動をやっているようなところが対象ということで、先ほど説明しましたように、無許可で隠れてやっているような業態のところが対象ということになります。

森委員 今a i r b n bとかで実際部屋を県内でも貸している方というのは、違法に貸している方も——実際は違法だという方が多いということなんですか。

佐伯食品安全・衛生課長 先般、私どもも調査をしたところなんですけど、今a i r b n bに登録している業者が大分県全体で56施設、そして、そのうち旅館業法の許可を登録しているところは17施設、旅館業法の許可を取得していないところが39施設で、残り3施設あるんですけど、これは保健所から施設が判明したところについて、今現在指導しているんですけど、そこが3施設ということになっております。ですから、旅館業法の簡易宿所でとれる部分は、それで許可をとっていただくんですけど、それに旅館業法の簡易宿所で許可をとれないような、簡易な1人で泊まれるだとか、そういったところについては、民泊

新法によって規制がされてくるということになってまいります。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより、採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見書案を提出することに決定いたしました。

事務局は、案を配付してください。

〔事務局が意見書案を配付〕

衛藤委員長 それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

衛藤委員長 この案に、ご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別のないようですので、細部については委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、作成した意見書案は、27日の本会議最終日に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、そのようにいたします。

続いて、請願20犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて、執行部の説明を求めます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 犯罪被害者等に関する条例制定を求める請願につきまして、ご説明をいたします。お手元の緑色の表紙の請願文書表2ページをお開きください。

また、お手元に大分県の犯罪被害者等支援推進指針もお配りしておりますのでご確認ください。

国におきましては、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が制定され、同基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画が定められました。現在は、本年4月1日に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画に沿って取り組みが進められているところでございます。

一方、県におきましては、犯罪被害者等が、どこに住んでいても、いつでも必要な支援を途切れることなく受けられるよう、また、誰もが安心して暮らすことができるような社会の実現を目指し、実際に生じている課題に対応できるよう、この大分県犯罪被害者等支援推進指針を策定したところでございます。

県の犯罪被害者等支援に取り組む明確な姿勢を示し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進することを目的とするものであり、知事部局、警察本部、教育委員会が連携し、速やかに具体的な取り組みを進め、毎年度、検証を行うこととしているところでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、請願20については、文教警察委員会にも関係がありますので、合議をいたしました結果、採択すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

採択した本請願を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

次に、付託外案件に入ります。

議長から回付されています陳情7と8について、一括して執行部から説明をお願いしたいと思います。

法華津防災危機管理課長 伊方原発再稼働に伴う四国電力株式会社との打合せの実施を求める陳情につきまして、ご説明申し上げます。

お手元のピンク色の陳情文書表2ページをお開き願います。

伊方発電所の再稼働に伴い、大分県と四国電力との間で、次の3点について文書確認や情報開示を求めるという内容であります。

県においては、これら3点について、次のとおり考えております。

1点目の四国電力の賠償能力や損害賠償に関してですが、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、当該原子力事業者が賠償責任を負うこととされており、賠償措置として1,200億円が用意されております。この金額を超え事業者が賠償責任を負いきれなくなった場合は、国が必要な援助を行うこととなっております。

2点目の異常発生時の本県への情報伝達につきましては、万一の事故の際には、県民の安全・安心を守るため、いかに早く正確な情報を得るかが重要です。県は愛媛県との確認書に基づき、四国電力の事故情報に加え、国の要請・指示事項や愛媛県の防護対策等、本県が防災対策等を講じる上で欠かすことのできない極めて有用な情報を入手しております。従いまして、愛媛県を窓口として情報を入手することが最善の方法と考えており、今後とも愛媛県との連携を一層強化してまいります。

3点目の核廃棄物の保管、処理の実施計画の確認については、既に四国電力が毎年、伊方発電所の運転実績として公表しております。

池辺審議監兼人權・同和対策課長 陳情文書表の3ページをごらんください。

中国共産党政府による法輪功への迫害と臓器の強制摘出に対し日本政府の正義ある対応を求める意見書の提出に係る陳情でございます。

陳情理由に関しての事実確認は困難であり、関係機関に中国政府への要請等を求める意見書の提出について、県として特に意見を申し上げることはありません。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これらの陳情について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご意見等もないので、次にまいります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

柴田生活環境部長 大分県長期総合計画の実施状況についてご報告いたします。

お手元の資料で、右肩に別冊1とある大分県長期総合計画の実施状況について（プラン2005）の冊子をお願いします。評価方法や全体説明等については、既に福祉保健部から説明しましたので、省略いたします。

3ページをお開き願います。

生活環境部に関する施策は、安心の分野の5恵まれた環境の未来への継承の（1）から（4）までの4つの施策と、6安全・安心な暮らしの確立のうち（3）から（5）までの3つの施策、政策欄の7の人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の2つの施策、1番下の9危機管理の強化の2つの施策、それから1ページ飛ばしまして、5ページになりますけれども、発展の分野の1教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成の1番下にあります（6）青少年の健全育成と、次の政策欄3、多様な県民活動の推進にあります2つの施策となっております。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策でございますが、それぞれ目標達成に向け取り組んでまいりましたが、施策の中で設定した指標のうち、目標未達成の指標の主なものをご説明いたします。

68ページをお開き願います。施策名、災害に強い県土づくりの推進です。

II目標指標のうち1番目の自主防災組織活動実施率と2番目の県民安全・安心メールの登録者数です。その右側に達成度がございますが、目標値に対し達成度はそれぞれ70%と77%となっております。

まず、自主防災組織活動実施率とは、自主防災組織が実施する避難訓練や講習会等の啓発活動のことではありますが、全市一斉訓練を二、三年に1度しか実施していない市町村においては、自主防災組織もそれに合わせるが多いため、目標に達しなかったものと考えております。

防災局を設置するなど体制強化を図りましたので、これにより市町村との連携を強化しながら、自助・共助の部分での自主防災組織等の活動を一層推進してまいり所存でございます。

また、県民安全・安心メールの登録者数についてですが、大分市、日田市、佐伯市が独自に取り組んでいる類似のメールサービスを加えると、登録者数の合計は5万8千人を超えており、目標値の3万人は超えている状況でございます。今後とも、幅広く登録促進活動に取り組んでまいります。

では、次にもう1つの厚い冊子で、プラン2015についてご説明いたします。お手元の別冊2とある冊子の3ページをお開きください。

生活環境部に関する施策ですが、プラン2005と同じく施策の数は14となっておりますが、政策・施策の構成の見直しを行っています。主なものとしては、政策欄の8の多様な県民活動の推進をもとに発展分野にごさいましたものを安心分野に移行しております。また、次の4ページ、活力分野の政策欄の3男女が共に支える社会づくりの推進とい

う項目がございますが、これを安心分野から移行し女性の活躍推進を追加しています。

このうち、全体として成果が上がった指標、上がっていない指標をそれぞれ1つずつ説明させていただきます。

68ページをお願いいたします。施策名、大規模災害等への即応力の強化です。

Ⅱの目標指標の津波により孤立する危険度が高い集落への通信手段の確保率でございます。その右側、中ほどの達成度は67.1%となっております。

対象となる市、佐伯市において新たな通信システムの導入に向けた検討が行われてきましたが、年度内の整備には至らず目標を達成できなかったものです。28年度中にはメールを活用した安否確認システムが導入されることから、目標を達成する見込みです。

次に106ページをお開き願います。施策名、女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築です。

Ⅱ目標指標の2番目、女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数についてでございます。その右側、中ほどの達成度は104.3%となっております。

中小企業を中心に、女性の採用・登用に関する計画作成、働きやすい職場づくり、支援制度の導入など、各企業の状況に応じた取り組みを宣言していただくもので、27年度途中からの開始ではありましたが、新聞・ホームページによる周知のほか、アドバイザーとして社会保険労務士を派遣するなどの働きかけにより目標達成しております。

引き続き、宣言企業の増加を図るとともに、優良企業の表彰、あるいは管理職を目指す女性研修の実施等を通じ、女性の就労や能力開発を支援することで、女性の活躍、各分野での参画拡大を推進してまいります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

森委員 別冊1で言いますと40ページ、ごみゼロおおいた作戦ですけれども、27年度で終了ということで、27年度の目標指標の1のところ、目標値が40万人で、実績が36万1,406人、一方で、別冊2の36ページ、うつくし作戦参加者数の目標値が同じく27年度で35万9千人で、実績が36万1,406人ということで、計画が2005から2015に変わった際に、目標値の下方修正をされたと思うんですけど、27年度の評価として、片方は目標値を達成した、片方は目標値に届かなかったというような表現なんですけれども、こういった評価に対してどう捉えればいいのかということをお教えいただきたいと思っております。

梶原うつくし作戦推進課長 ご質問の趣旨は計画の見直しと申しますか、新たにプラン2015ができて、その目標値を見直したときの評価はどうかということでございますが、今ご指摘がありましたように、プラン2005からプラン2015に新たな計画を策定する段階で、ごみゼロ大行動、今はうつくし大行動と申しますが、県人口の中長期県勢シミュレーションがございましたので、これに基づきまして、平成36年までの10年間の目標値を、人口に基づいて参加者をはじいております。それで見直しをさせていただいた結果、こういう形で設定させていただいております。

吉岡委員 別冊1の40ページ、目標指標のレジ袋削減枚数、年間何枚という、この考え方なんですけど、これは毎年各業者からの報告でこうするのか。スーパーとか大きいところはもう有料でしてはいますが、小さいコンビニとかはしていないんだよね。そういうのは対象外なのか、どういう感じでこの数を捉えて目標とされているか教えてください。

梶原うつくし作戦推進課長 今、レジ袋につきましては、ご協力いただける事業者さんと県、それから消費者団体等で協定を締結しております。この協定を締結している事業者はスーパーなんですけど、レジを通過したお客さんの数がわかりますので、その中でレジ袋を1枚5円で販売されているんですけど、この販売した枚数を差し引きますと、このレジ袋の削減枚数というのがわかりますので、その報告をもとに実績を弾き出しております。それから、目標につきましては、過去の実績を踏まえまして、将来的にこうだということ目標を設定させていただいております。

吉岡委員 今のご説明でわかりましたけど、大きい商店で参加していないところも結構あるんですかね。

梶原うつくし作戦推進課長 県内のいわゆるスーパーマーケット、食料品を主に販売しているスーパーにつきましては、この協定にご参画いただいておりますが、例えば、ホームセンターあたりがなかなか商品が大きかったり、お客さんのニーズがあるといったようなこと、それから、コンビニにつきましても冷やしたものを販売したりだとか、そういう事情から、そういったところにつきましては現在のところ参画いただいておりますが、消費者団体等からさまざまな意見をいただいておりますので、これまでに引き続きまして、そうした業態に対しましても積極的にご参画、あるいはレジ袋の削減の取り組みにご協力くださいといったような働きかけを今後やっていきたいと考えております。

平岩委員 食品ロスのことなんです。ごみゼロなのか廃棄物なのか、どこの項目になるんだろうと思っていましたが、私はこの前、生活学校の総会に行きまして、食品ロスの部会に参加させていただいたんですけど、いつも自分で実践しながら、自分だけの実践ではだめなんだということを感じたものですから、県としてやっぱり取り組んでほしいなと思いました。年間1,800万トンの食べ物が捨てられていて、年間世界中で500万人の子供たちが食べ物も与えられずに死んでいるのだけでも、すごくいろんなものを捨てている。特に家庭から出てくるものもそうなんですけれども、ロットが間違っていたり、外側の表示が、箱が間違っているからといって中身もぼんぼん捨てているというようなところで、これは事業所等の計画がなければいけないなと思ったんですね。特に私ずっと宴会を見ているんですけど、宴会のときに、10分間は座って食べましようと言うんですが、帰るときに見たら本当に食べ物がそのまま机に残っているということが多くて、こういうところをもっと私たち考えていかないといけないと、つくづく最近そう思いながら生活をしているんですけど、生活環境部として食品ロスに関する方向性なりが少しわかれば教えてください。

梶原うつくし作戦推進課長 食品ロスの対策については、いわゆる3Rという取り組みの中で、私どもうつくし作戦推進課で取り組まさせていただいております。最近、6月の定例会で一般質問いただきまして、知事が答弁させていただきましたし、最近では朝日新聞で食品ロスの特集記事が続いたりだとか、あるいは平岩委員にもご参加いただきました生活学校さんが、この4年間、その食品ロスをメインのテーマと掲げて取り組みをされているということで、非常に今注目をされています。私ども県では、平成25年度から食品ロスの対策で、例えば、スーパーが1人前のおかずをパックしていただけるだとか、飲食店でも、少し量が少ない食べ物をお望みの方を対象に少量のメニューを提供するだとか、そうしたお店を協力店、応援店ということでご登録いただくという取り組みを進めています。

それから、今委員からご指摘のありました宴会のお料理なのですが、例えば松本市で、30・10運動ということで、乾杯をしてから30分間、それから、お開きの前の10分間は自分の席に座って料理をおいしくいただきますという取り組みが進められていて、私ども大分県でも、忘年会、それから新年会のシーズンに向けまして、10月からこの取り組みを、まずは飲食店の多い大分市を皮切りにキャンペーンを行わせていただきまして、これを県の食品衛生協会さんのご協力などをお願いしながら県内全域に広げて、ご指摘にありました食品ロスを少しでも県として減らしていけるよう、これから積極的に取り組ませていただこうと考えております。

吉岡委員 今の質問の続きなんですけど、宴会とかで持ち帰る場合に、生ものは当然だめなんですけど、火を通したものはいいのかとかいう、それはいろいろ法的にあると思うんですけど、ドギーバッグでしたかね、今、つくられていて、例えば、それを持っていけば、それに入れて大丈夫とか、そのドギーバッグの購入によってお金の寄附をすとかいう制度だったと思うんですけど、そういうのは県は認識してお知らせとかされているんですかね。その考え方を教えてください。

梶原うつくし作戦推進課長 今お話になりましたドギーバッグなんですけど、これは本来、諸外国でワンちゃん、ペットの餌のために余った食事を持ち帰るということで、ドギーバッグと言われているんですが、私ども生活環境部には食品安全・衛生課もございますので、なかなか持ち帰りというのを正面切ってというのは難しいんですが、ご意見を踏まえまして、なるべくその場で食べていただく、余ったものにつきましては、火をしっかりと通したものはという取り組みを検討させていただきたいと思っております。

井上副委員長 別冊2の68ページの大規模災害等への即応力の強化ということで、先ほど通信システムの導入ができなかったのが不十分で、新たなシステムが今度導入されるということで、メールによる安否確認と説明があったと思うんですが、これは新たなというか、特別なことなんですかね。

田邊防災対策室長 ご質問がございました安否確認のシステムでございますが、対象で導入されていない地域におきまして、各地域の自治会長さん、あるいは防災士の方、そういった方々の携帯電話に市役所から直接安否確認のメールを送らせていただいて、その返信をもって、被害状況、安否の状況ですとか、そういうものを入力して返信していただくという形をとるシステムでございます。割と簡易に、それから即効性を持って導入ができるということで、そちらのほうで導入を進めております。

ちなみに、今県職員も安否確認システムを使っておりますが、ほぼあのようなシステムだとお考えいただければ結構かと思っております。

井上副委員長 特別変わったものかなと思ったんですが、これまでのものを十分活用するんですね。（「はい」と言う者あり）

森委員 一般質問でもご質問させていただきましたけれども、その災害時の緊急連絡ということで、停電とか通信回線があふれているとかいう状況のときに、特設公衆電話については、停電をしてあっても昔の黒電話と同じように、臨時に特設公衆電話の回線は優先的に利用できるということがあるようで、申し上げたように、熊本と大分で今回の震災もあったんですけど、なぜかこの2県だけが非常に設置率が低かったということでもありますので、今後の県の特設公衆電話の導入に関して、市町村への働きかけに関して再度お聞かせ

いただきたいと思えます。

田邊防災対策室長 一般質問でご質問いただきました特設公衆電話につきましては、確かに現実的には今市町村の導入率が3市町のみということで低うございますけれども、それぞれの市町村の避難所として使われると想定されるところに特設公衆電話の端末のコードのジャックを用意して、非常時に黒電話のようなものを出してきて、電話として使うというシステムであります。NTTも、今回の地震におきまして、市町村に再度そういった案内もしていただいておりますし、私どもも市町村の防災担当と連携しながら、この特設公衆電話に限らず、あらゆる手段で多層的に通信手段を確保するという観点から、そういった整備について議論をし、取り組みを進めていきたいと思っております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次にまいります。

②の報告をお願いします。

佐伯食品安全・衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告いたします。

A4縦長の青色の表紙の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書の表紙を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

当部が所管する団体といたしましては、出資比率が25%以上等の指定団体は、9の公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、次のページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体は6の公益財団法人大分県環境管理協会の合計2団体となっています。

このうち、食品安全・衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況等をまずご報告します。

同じ資料の9ページをお開きください。

3事業内容をごらんください。この法人は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されております。

主な事業としては、理容・美容・旅館業などの衛生施設の維持向上並びに経営の健全化についての相談及び指導、後継者育成支援等を行っております。

4の27年度決算状況をごらんください。経常収益は1,950万1千円となっており、そのうち1,715万2千円が国及び県からの補助金であり、収入のうちおよそ9割を占めております。なお、当期正味財産増減額は1万4千円の増額となっております。

次に、5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況をごらんください。生活衛生営業者には、個人営業者も多く高齢化が進んでおり、後継者対策が課題となっております。

これを受け、当センターでは、後継者育成の事業として、高校生等を対象とした職業体験教室などを開催し、若年者の生活衛生関係営業に対する職業観の向上を図り、生活衛生関係業界の活性化のための諸活動を展開しているところです。

森下廃棄物対策課長 次に、廃棄物対策課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況等をご報告いたします。

同じ資料、県出資法人の経営状況報告概要書37ページをお開きください。

まず、3の事業内容をごらんください。この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関であります。

4の27年度決算状況をごらんください。経常収益は4億650万5千円となっており、当期正味財産増減額は259万4千円の増額となっております。

次に、5の問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況をごらんください。法定検査の受検率につきましては、年々向上しており、引き続き受検率の向上に努めているところで

す。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に際し、国・県・市町村が行う補助に対して、協会独自の公益事業として、さらに補助の上乗せを実施しているところですが、今後も合併処理浄化槽への転換を促進する必要がありますので、事業費の調整を図りつつ実施することとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

守永委員 生活衛生営業指導センターの取り組みに関連してです。9ページの6項目の中で、高校生等を対象とした就業体験教室の開催とあるんですが、この就業体験教室は具体的にどういうことをされておるのかということと、参加された人数がわかれば教えていただきたいと思います。

佐伯食品安全・衛生課長 27年度の実績をご報告いたします。まず、4回実施をしておりますけれども、1つが別府の溝部学園高等学校におきまして、クリーニングの業界が実演等をして、クリーニングはどういったものかということをやっております。これが参加者数が33名でございます。

それから、2カ所目は日本文理大学附属高校ですが、これは美容業が28名、それから同じく文理大附属高等学校で、またほかの日に寿司の業界の方々が30名。それから、もう1回は日田三隈高等学校におきまして、これもやはり寿司の業界が体験教室を行っております。これが17名ということで、昨年度は4回行っているという実績でございます。

守永委員 今のお話で言うと、実施した会場の学生さんなりが参加しているということなのかと思ったんですが、もしそうであれば、実施する学校については、いつも同じようなところが開催しているのか、何か輪番とか順番があるのか、それとも募集して手を挙げたところだけという形になっているのか、その辺の状況がわかれば。

佐伯食品安全・衛生課長 これは営業指導センターで全部で11組合ございまして、毎年どこの組合でやりたいというような希望をとっております。その組合が主体となって学校探しをして行っているというところございまして、例年、学校のばらつきはございます。昨年は文理大附属が2回、美容と寿司ということで重なっておりますけれども、例年はいろんなところで行われているというのか実態でございます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

③から⑤までをまとめてお願いします。

梶原うつくし作戦推進課長 平成27年度における大分県新環境基本計画の実施状況についてご説明いたします。委員会資料の5ページをお願いいたします。

この計画は、平成17年度から27年度までを計画期間としまして、下に掲げておりますさまざまな環境施策を展開してまいりました。計画の進捗状況は60項目の環境指標により毎年確認しており、27年度が最終年度となっております。

6ページをお開きください。中ほどから下の1の表に基本目標ごとの環境指標の評価結果をまとめております。評価は、A、B、Cの3つの区分としており、その説明を表の下

に記載しております。

平成27年度の目標値を達成している場合をA、目標値の70%以上を達成している場合はB、目標値の70%未満である場合はCとしているところです。

表の1番上の合計欄で、A評価が29項目、率にして全体の48%、B評価は28項目、同じく47%、C評価は3項目、同じく5%となっています。B評価であった28項目のうち22項目については達成率90%以上であり、A評価と合計しますと51項目、率にして85%が9割以上の達成率となっております。

次の7ページをお願いいたします。2に5つの基本目標ごとの取り組みの概要を記載しております。本日は説明を省略させていただきます。

環境指標の達成状況やここに記載している取り組み状況を踏まえ、27年度は目標をおおむね達成し、着実に新環境基本計画を推進することができたものと考えております。

9ページ以下に指標ごとの具体的な評価について示しております。目標達成率70%未満のC評価の3項目と未達成の理由を説明させていただきます。

11ページの上から2つ目、20番の低公害車の普及率は、達成率が21.1%となっております。これは、24年度から低公害車の定義が厳しくなり、それまで低公害車として定義をされていたハイブリッド車などが対象から外れたことによるものです。

13ページの上から2つ目、39番の家庭部門における二酸化炭素排出量は達成率が50.7%、その下の40番、業務部門における二酸化炭素排出量は達成率が31.8%でございます。この2つにつきましては、25年度実績の数値でございますが、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働が停止し、火力発電所からの電力供給がふえたことによって、電力会社の単位当たりの電力をつくるのにどれだけのCO₂が排出されるのかを示すCO₂の排出原単位が高くなっていることが主な要因となっております。やむを得ない部分もあると判断しておりますが、今後一層の取り組みが必要となります。

なお、本年3月に第3次大分県環境基本計画を県議会の議決をいただきまして策定しております。この計画は大分県新環境基本計画を検証し、安心・活力・発展プラン2015の環境部門の施策を具体化したものでございますので、今後は新しい計画に基づいて各種環境施策を着実に推進してまいります。

中西環境保全課長 平成27年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果についてご報告させていただきます。

資料の17ページをお開きください。

平成27年度の大分県における大気環境、水環境等の調査結果について、ご報告いたします。なお、調査結果には中核市である大分市の状況も含んでおります。

本県の環境はおおむね良好な状態で推移していますので、基準等が未達成もしくは達成率が低いものを主にご説明します。

まず、1の大気環境についてです。次のページの表1-1をごらんください。

有効測定局での監視結果は、表の上から4番目の光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、全国的にも達成率は極めて低い状況にあります。

また、表の1番下のPM_{2.5}については、半数の地点で環境基準を達成できませんでした。その大きな原因として、大陸からの越境汚染が考えられております。その下の表1-2は自動車排ガス測定局の監視結果です。1番下のPM_{2.5}についてのみ達成できま

せんでした。

次の19ページをお開きください。有害大気汚染物質調査結果についてです。

表2-1環境基準項目については全ての項目で達成されております。次のページの表2-2の指針項目については、上から4番目の1, 2-ジクロロエタンのみ、1地点において指針値を超過しました。これは近くにある工場で溶媒として使用されている当該物質が原因と考えられるため、事業者に対して使用量の削減や代替物質への切りかえを指導しているところです。

次の21ページをごらんください。2水環境についてです。

表3の公共用水域の健康項目については、合計110地点で調査した結果、八坂川、朝見川、町田川の3河川で、ヒ素が環境基準を超過しました。これは休廃止鉱山や上流域の温泉に起因する自然的なものであると考えられます。なお、水道水等への影響はありません。次のページの表4の生活環境項目については、合計66水域で調査した結果、達成しなかった水域は、表の欄外に記載してありますが、河川では寄藻川の1水域、海域では豊前地先海域と別府湾中央水域の2水域でありました。

次に24ページの表5をごらんください。地下水についてです。

表の左から3列目の概況調査では、上から6項目めの硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1本環境基準を超過しました。表の右から2列目の継続調査では、ヒ素等9項目が合計26本の井戸で環境基準を超過しました。環境基準を超過したこれらの井戸については、関係者に速やかに情報を提供し飲用しないよう指導するとともに、安全な水道水等への切りかえなどの措置を講じております。

次の25ページをごらんください。3ダイオキシン類です。

表6-1のとおり合計82地点全てで環境基準を達成しました。次のページの表7をごらんください。(2)の特定施設の設置者による測定結果についてですが、排出ガスについては、1施設が基準を超過しましたが、その後の施設の清掃等の指導により改善されたことを確認しています。焼却灰については、2施設が基準を超過し、ばいじんについては、4施設が基準を超過していました。いずれも廃棄処分の際にセメント固化等を行って、最終処分場で適正に処分されております。

次の27ページをごらんください。4自動車騒音の調査結果についてです。

表8の1番下、合計欄の右から4番目にありますとおり94.6%の住宅で昼夜ともに環境基準を達成しております。

次のページをごらんください。5環境放射能水準調査の結果でございます。

表9のとおり、県内5カ所の測定局で空間放射線量率を測定していますが、特に異常はありませんでした。また、次の29ページですが、表10のとおり、土壌からはセシウム等の放射性物質が検出されていますが、これまで行った調査結果の範囲内であり、特に異常ではありません。

続きまして、瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の改正について、ご報告いたします。引き続き、資料の30ページをごらんください。お手元に計画案の冊子も配付しておりますが、委員会資料で説明させていただきます。

左上にありますように、昨年、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され基本理念が新設されました。また、その右側にある国の基本計画が法の基本理念にのっとり変更され、沿

岸域の環境の保全、再生及び創出、水産資源の持続的な利用の確保を新たに目標立てするなど、生物の多様性や豊かさの視点が盛り込まれました。

この国の基本計画に基づき、その左側にある府県計画が策定されることとなります。これが今回ご報告する計画でありまして、本県の区域において瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を明確にしたものであります。

その下の表の計画の概要ですが、国の基本計画の変更内容を反映させ、下線を引いています、底質改善対策・窪地対策の推進、エコツーリズム等の推進、水産資源の持続的な利用の確保等の項目を新たに加えております。

また、国の計画と同様、湾・灘など地域ごとの課題に対応するとともに、計画期間はおおむね10年とし、5年を目途に点検、必要に応じて内容の見直しを実施することにしております。

関係部局と連携しながら、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを目指し、取り組んでまいりたいと思います。

スケジュールについては資料の中ほどに記載しておりますが、環境省からの同意を受けた後、10月ごろ決定・公表をさせていただく予定です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いします。

森委員 新環境基本計画で、9ページの環境指標一覧なんですけれども、5番目の生物多様性ホームページコンテンツ数が環境指標としてここに載っていて、19のコンテンツが実績としてあるということなんですけど、これは県のホームページにおけるコンテンツ数なのか、それともほかの団体とか、いろいろそういう情報を発信しているところを把握した数なのか、まずそれを教えてください。

山崎自然保護推進室長 県のホームページのコンテンツだけです。

森委員 県のホームページというと、県庁のホームページの自然保護推進室のページの中にある、生物多様性の戦略に関する内容ということなんですか。それとも、もっと奥深く、どういう生物がいるとかいうのをわかりやすく検索することができるとか、そういうレベルまで来ているのかどうか。今見ると、2011年に更新されて以来、それ以降の更新もないようでしたので、今の取り組み状況はどうかと思ひまして質問させていただきました。

梶原うつくし作戦推進課長 この生物多様性のホームページのコンテンツは、自然保護推進室で管理しているサイトになりまして、例えば、昨年度末につくりました環境地理情報システムとか、それから2011年に出しておりますレッドデータブックだとか、それから自然保護推進室がNPOの皆さん方に委託して事業を実施しておりますが、そういった情報だとか、そうしたもののコンテンツの数がここに上がっている数でございます。

森委員 それぞれ内容は更新されているということで、その取りまとめのホームページが自然保護推進室、生物多様性のトップページということによろしいんですかね。（「はい」と言う者あり）

守永委員 同じく森委員が言った環境指標一覧の中の、4番の特に保護が必要な希少野生動植物の指定数で、20を目標値にして21で達成率105%という評価をしているんですけども、この希少野生動植物の数がふえるということは、それだけ自然そのものの豊かさがなくなってしまうということにつながると思うんですよね。この指定数を2

0の目標が21となったことがよしとするのか悪しとするのかの考え方、その概念の捉え方は難しいと思うんですけども、これをどう捉えていらっしゃるかだけ教えていただきたいなど。

山崎自然保護推進室長 希少性野生動植物については、これは条例で指定するようになっておまして、この種はやはり大分県の希少性のある動植物であるということを専門家の先生たちの議論の中で、この動植物を保存していかなければいけないと、絶滅してしまうということで指定します。

それによって、やはり守られる部分というのがありますので、確かに指定がふえるということは、自然が減っているという委員の今の意見もあるんですけども、やはりなくなりそう、絶滅の可能性のある希少な動植物については保全を図るという意味で条例による指定をする、保護を強化するというので、それをふやすということじゃなくて、実態がそうなので指定するという事なんです。そこはやはり自然保護の観点から、指定すべきものを指定するという事で考えております。

守永委員 何となくわかるんですけども、きちんとそういった希少野生動植物について実態が把握できているよということと捉えればいいのかとも思ったりするんですけども、ただ、その中で、極力そういった希少野生動植物が保護されるような体制が、この21に対してきちんととれているかどうか確認できているんですか。

山崎自然保護推進室長 動植物のそれぞれ貝類、魚類とか植物、シダ類とか、いろいろ種類ありますけれども、そういった方々の知見とか調査に基づいてやっているということで。ですから、それはちゃんと考慮されて指定の決定になってくると。

近藤委員 環境計画の中に豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造とかいうことが上がっておりますことからすれば、CO₂の削減も非常に大切なことでもありますけれども、CO₂をたくさん吸収させるかという、これはもう大分県にとりまして7割は森林資源でありますので、森林の面積とか間伐の状況とかではなくて、もう少し1歩踏み込んで、広葉樹は非常にCO₂の吸収能力が高いわけです。1本の木が成木するのに当たっては2トンのCO₂を吸収すると言われておりますし、そのうちの1トンは体内に炭素として固定をされると言われておりますので、生活環境部とすれば、やっぱり里山なんかは竹林を整備しまして、広葉樹も少しふやすような運動をやってはいかがかなと、私はそう思うんですけどね。そうすると美しい環境ができますし、森の豊かさも感じるができますし、そういう意味で林業振興でやることだと思いますし、リサイクルをしっかりとやっていかないと面積があってもだめなんです。若い木ほどCO₂の吸収能力が高いので、もう老木になりますと余りしません。この木を切った後、植えて育てていくという、そういう取り組みをしっかりと進めていくのが非常に重要だと思います。また、森林資源由来のバイオマス原料を使って発電とか、そういうのを積極的に取り組んでいく必要があると思うんです。こののをどこかの中に指標を入れ込んでいくと、美しい環境ができると私は思うんですけども、いかがでございましょうか。

梶原うつくし作戦推進課長 ご意見ありがとうございます。確かに近藤委員おっしゃるように、この新たな新しい3次計画でも森林の造成のところは、指標として間伐面積という1項目しか今上げておりません。確かに、例えば、豊後高田の千部もみじ村というNPOさんは、広葉樹を植樹したりだとか、県内各地でそうした民間の活動団体が広葉樹を植え

たりということで、なかなかそれが県の事業として実施していない関係で数字として把握できないため、指標としてなかなか上げづらいものがありますが、そうした取り組みをできるだけ進めていただきたいというご意見がありましたという形で、農林水産部にお伝えしたいと思います。

近藤委員 第3期の森林環境税も導入しているわけでありまして、こういう環境税をやっぱり県民に見える形でしっかりと使っていくことが私は重要なと思う。いろんな小さなことを細かく分けて、それぞれにたしか目的はあるんですけども、県民からすると目に見えない。どう目に見える形で、森林環境税とはこういう使われ方をしておるんだというような、そういう使い方も大切かなと思います。

私は、山桜日本一の里づくりをやっていますけれども、大分市の霊山あたりというのは、都市の近郊にこれだけきれいな山桜があるんかと、それは見事なんですよ。そういうものをずっと全県下に広げていくような、全体的な取り組みをすると、これはもう環境もよくなるし、観光振興にしましても非常に役に立つことであると。いい環境をつくっていくということは、自然と共生していくということは非常に大切なことでもありますので、どこかの中に指標を入れ込んで、やっぱり県民運動を盛り上げるようにやっていただけるとありがたいなと思いますので、そういうことを申しました。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

⑥から⑦までをまとめてお願いします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 では、第3次おおいた男女共同参画プランの実施状況について、説明いたします。お手元の資料の31ページをお開きください。

第3次おおいた男女共同参画プランは、平成23年度から平成27年度を計画期間とするもので、この間、男女共同参画社会の実現を総合目標とし、さまざまな取り組みを行ってまいりました。平成28年3月をもって計画期間が終了しましたので、その実施状況をご報告をいたします。

32ページをごらんください。

第3次プランでは、20の指標を掲げ取り組んでまいりましたが、目標値を上回ったものは網掛けの部分の6指標でございます。

このうち、基本目標Ⅰ男女共同参画に向けた意識改革に関する指標について、左側の指標の1、男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合は52.1%となっており、昭和62年以来初めて5割を超えたものの、達成率は80.2%にとどまりました。

また、基本目標Ⅱ男女の平等と人権の尊重の指標7、社会全体において男女の地位が平等と感じる人の割合については14.4%で、達成率は48%となっております。

計画策定時と比較しますと17の指標におきまして、数値は上昇しましたが男女共同参画社会の実現は、まだまだ道半ばの状況でございます。

今後は、本年3月に策定いたしました第4次おおいた男女共同参画プランに基づき、さらなる取り組みを進めてまいります。

引き続きまして、第4次大分県DV対策基本計画の策定について、説明いたします。資料は次の33ページをお開きください。

この計画は、1計画の目的等にあるように、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく計画として、本県における施策の基本的な方針と実施内容を明ら

かにするものであります。現行の第3次計画が今年度末に計画期間を終了することから、第4次計画を策定するものでございます。期間については、来年度から平成36年度までといたします。

2現状と課題ですが、男女共同参画審議会では、「DVの世代間連鎖を断ち切るためには啓発・教育に力を入れることが必要」とのご意見や、「ネットワークの強化を図るべき」などのご意見をいただいております。

また、平成26年度に実施しました県民意識調査の結果では、DV被害を1度でも受けた人のうち相談した人の割合が24.6%と約4人に1人とどまり、全国と比較しても低い状況となっています。相談しなかった理由の上位は、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」などであり、DVに対する理解が十分進んでいないという状況がございました。

以上を踏まえ、右側の3計画の骨子でございますが、基本理念を配偶者等からの暴力のない社会を目指してとし、5つの基本目標の第一に暴力根絶のための啓発と教育の充実を掲げるとともに、暴力を許さない社会意識の醸成等、20の重点目標を設けることとしております。

あわせて、進行管理を行う項目も新たに設定したいと考えております。

左下の4今後の主なスケジュールをごらんください。

今後、審議会における意見聴取や協議を重ねた後、11月にはパブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見を反映した計画といたします。来年3月に本委員会において新たな計画をご報告いたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

平岩委員 共同参画プランのDVのことについて、これは質疑ではないんですけども、本当に根気強い取り組みを行政がしてくださるおかげでいろんな声が届くようになったなとつくづく思います。みんな世の中の人、口では男と女と区別しちやいかんとか、男が上で女は下とっていないと言うんですけど、実際、行動が伴わない、家庭内の労働の行動はやっぱりまだまだなんだろうと思うんですね。ただ、人前でそれは言っちゃいけないことだというのは学習されているので、実質的にはそこが改善されていかないから、そういう世代が交代していくまで待たなきゃいけないなって、それを粘り強くやっつけていかなきゃいけないし、今育っている子供たちがそのことを体感できるようにと思います。

それから、DVのところで、1度でもDVを受けたことがある人って、1度受けた人は2度も3度も4度も5度もずっと受け続けているんですね。本当に厳しい状況で、私この前DV被害のサバイバーの方にお会いしたんですけども、本当に物を考えるときに、論点を自分の中で整理できないって、精神的に物すごく追い込まれて、被害者というのはここまで追い込まれるんだなと。だから、私が言っていることおかしくありませんかって、私が今自分の気持ちを整理してしゃべろうと思っているんですけども、きちっと伝わらないことがあると思うと、気持ちが本当に分断されていって、それがDVの被害を受けてから何年も何年もたって生きている人なんだというのが改めて思って、これはやっぱり本当に根気強い取り組みが必要だと思いますが、人権の視点でともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

守永委員 32ページの実施状況の指標一覧の中で、この基本目標Iにある男女共同参画

の意識改革というのは、右下にあります平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査の数字だと思うんですが、この策定時の21年のときと26年のときと、この調査の回答者の男女比ってわかりますか。結局、回答者が女性が多いか男性が多いかで傾向がちよっと違ってくるのかなと思うんですが。

後藤県民生活・男女共同参画課長 この意識調査につきましては、男女比、また年齢比、そういったものに問題が生じないように、男女比であれば同数でこの調査は行っております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

⑧から⑩までをまとめてお願いします。

山崎自然保護推進室長 国立公園満喫プロジェクトについてご説明いたします。委員会資料の34ページをお開きください。

まず、概要ですが、国立公園満喫プロジェクトとは、本年3月に国が策定した明日の日本を支える観光ビジョンの主要施策のうちの1つで、環境省による国立公園を素材としたインバウンド対策事業でございます。具体的な取り組み方針を盛り込んだステップアッププログラムを策定し、国立公園の魅力を高めるための取り組みを集中的に実施することで、外国人旅行者数を現在の430万人から2020年までに1千万人にすることを目的としております。

このプロジェクトのモデル地域として、7月25日に阿蘇くじゅう国立公園が選定されました。主な取り組みとしては、アウトドアや文化体験等の外国人向けツアーの開発、質の高いガイドの育成など、インバウンドの受け入れ環境の整備、重点取り組み地域であるビューポイントの整備、ナショナルパークブランドにふさわしい町並み景観の形成などがあります。

このプロジェクトの推進体制ですが、九州地方環境事務所、大分県、熊本県、国立公園エリアに含まれている全ての市町村と観光関係団体、民間団体等で構成する阿蘇くじゅう地域協議会を今月1日に立ち上げ、また、この協議会の下にくじゅう地域部会を6日に設置しました。現在、ステップアッププログラムの策定等に取り組んでいるところでございます。

スケジュールですが、年内にステップアッププログラムを策定し、来年1月からは、そのプログラムに沿って取り組みを進めてまいります。

続きまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録に向けた国内推薦の決定について、現在の状況をご報告いたします。資料の35ページをお開きください。

大分県と宮崎県は、原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系について、麓の佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県側の延岡市、高千穂町、日之影町と連携し、ユネスコエコパークの登録に向けて取り組んでいます。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、この地域の自然や共生における特徴を踏まえ、活動理念として、尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～を掲げ、3つの基本方針である、貴重な生態系の持続的な保全、自然と共生した持続可能な発展、学術的研究や調査・研修への支援に取り組んでいきたいと考えています。

1番下ですが、登録により期待される効果としては、世界基準の認定によるブランド価値の向上、国内外への情報発信力の強化による地域の活性化、環境教育や研究拠点として

の活用などが考えられます。

次の36ページをごらんください。これまでの取り組みと今後の予定です。

平成26年2月に大分県で推進協議会が発足し、その後、宮崎県と連携して取り組みを進めてきました。昨年8月に申請書概要を提出し、11月に申請書提出が認められたため、今年2月に申請書案を提出し、日本ユネスコ国内委員会による審査を受けてきました。そして先月8月12日に国内推薦決定の可否を審議する審査会が開催され、国内候補地としてユネスコへの推薦が決定したところがございます。残るはユネスコでの審査のみとなっており、順調にいけば来年の夏には、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとしての登録が決定します。引き続き地元3市及び宮崎県としっかり連携して取り組んでまいりたいと思います。

佐伯食品安全・衛生課長 37ページをごらんください。

おおいた動物愛護センター（仮称）基本構想（案）について、ご説明いたします。

動物愛護拠点施設の設置については、昨年12月の知事と大分市長の政策協議を受け、大分県・大分市動物愛護拠点施設共同設置検討協議会において検討を行ってまいりましたが、先月22日に再度政策協議が行われ、建設予定地や予算規模等を決定、発表したところ です。

その後、さらに検討を進め、基本構想案を策定いたしましたので、その概要を報告いたします。

1の基本的な考え方としては、①人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に寄与する施設、②誰もが利用できる施設、③動物愛護ボランティア等との協働で進める施設を目指します。

2の役割と機能としては、動物を通じて命の大切さを感じる場、人と動物の正しいかわり方を学ぶ場、人づくり・環境づくりを通じて人と動物の共生を推進する場としています。

3の施設は、管理棟、動物保護棟、付帯施設で構成し、管理棟は事務室のほか指導面談室や会議室など、動物保護棟は犬・猫の各種飼育室、検査治療室、ふれあいコーナーなど、また付帯施設としてはドッグラン、多目的広場などの設置を検討しています。

4の設置場所等ですが、選定に当たっては、県と市の公有地を中心に、十数カ所の候補地を検討してきましたが、土地の面積はもちろんですが、住宅地からの距離、交通の便、津波の影響などの諸条件を検討した結果、大分市廻栖野の現みどりマザーランドの一部を最適な場所として決定したものです。当該地は九州乳業株式会社が所有しており、約2万平方メートルです。

また、収容動物の殺処分等については、引き続き大分市小野鶴の現動物管理所を使用することとしています。

5の整備スケジュールですが、今回の補正予算案に必要な経費を計上しておりますが、28年度に用地測量、基本設計を行い、29年度に実施設計を行った後に着工し、30年度中の完成を目指しています。

6の管理運営方法ですが、県・大分市による共同設置・運営とし、ドッグラン等については、指定管理やネーミングライツなどの導入を検討していくこととしています。

以上が構想案の概要となりますが、本委員会でのご意見や、今後実施するパブリックコ

メントでの県民のご意見を参考にしながら、早期にまとめたいと思います。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

吉岡委員 今の説明の4の設置場所等の1番下にある収容動物の措置について、現動物管理所を引き続き使用するという事は、殺処分ゼロを目指してはいくけれども、完璧にはできないので、これはずっと存続していくということでもいいですかね。いずれ廃止していくのか。

佐伯食品安全・衛生課長 今委員ご指摘のとおり、徐々に殺処分の頭数は、犬は激減しておりますけれども、猫についてはまだ横ばい状態が続いているということもございまして、私どもとしても、できるだけ殺処分を減らすという目標はもちろんでございますが、新しい施設ができたとしても、一気にゼロになるということは考えにくいので、引き続き小野鶴の施設を使っていきたいということでございます。ただ、これが10年先にどうなっているかということもございまして、その後については、またいろんな形で……。処分する方法についても、現在炭酸ガスで処分をしているわけでもございますけれども、その処分のあり方等々もまた検討しながら、その焼却炉の問題についても、また頭数が減った段階で新たに市町村とも協議をしながら、大分市さんを含め、動物専用炉がございまして、そういったところとも協議を進めていきたいと考えています。

吉岡委員 愛護センターができて、私がよくご相談いただくのは猫ですけど、結構山のところとか公園とかで、野良猫に餌をやる高齢者が結構いて、そこに置いていくからいつまでも猫は繁殖するという事で、そうしちゃいけないとわかっていてもどうしてもしてしまう。そういう取り締まりというか、なるべくそうしないように立て看板とか、そういう具体的な対策は。せつかく愛護センターができるんだけど、片やいろんな地域で繁殖をしているというところもあるので、そういう対策もお考えですか。

佐伯食品安全・衛生課長 県内に数カ所、野良猫に餌を与えて繁殖して困っているというような話は伺っております。そういったところについては、公園管理者と一緒に、私どもとしてもポスターを掲示したり、餌をやらないこと、動物の遺棄、虐待は犯罪ですよというようなポスターもございまして、そういうポスターを張ったり指導啓発に努めているところでございます。

それともう1つは、不妊去勢手術の助成事業も市町村に対して行っておりますので、こういった事業を活用しながら野良猫が減るような対策をしっかりとっていきたいと考えております。

近藤委員 ちょっと視点が外れるかもしれませんが、小野鶴は今どういう動物というか、家畜が対象になっちゃうのかな。

佐伯食品安全・衛生課長 犬と猫です。

近藤委員 小野鶴も犬と猫だけですか。

佐伯食品安全・衛生課長 はい、そうです。

近藤委員 あとはないんですか。

佐伯食品安全・衛生課長 はい、いわゆるペット動物なんですけれども、その中でも通常犬と猫だけを取り扱っております。

近藤委員 小野鶴は新しいのができたらどうなるんですか。

佐伯食品安全・衛生課長 処分施設、炭酸ガスで処分をして、その後焼却をするという機

能だけは小野鶴に残したいと考えております。

近藤委員 これは農林水産委員会の事項になると思うんですけども、大型の動物は長崎にみんな運んでいますよね。非常に皆さん苦勞してお金をかけて長崎まで運んでいます。だから、その辺もいずれ考えてくださいよということがいっぱい耳に入っちゃんだけど、これはもう言う場が違いますけん、またちょっと。そういうこともあるということのを頭の中に入れておいてください。

森委員 34ページの国立公園満喫プロジェクトのスケジュールで、今後12月にステップアッププログラムを策定して国へ提出、そして来年1月からステップアッププログラムに基づく取り組みが実施されるということなんですけど、どういうスパンで、おおむね何年で期限というのがあるのかということ、どういう計画かということのを教えていただきたいと思ひます。

山崎自然保護推進室長 ステップアッププログラムについては、2020年までの計画を立てるようになっております。初年度、29年1月からについては、国の補正予算等もありますので、こういったものを活用して、ビューポイントの整備とか、観光客の増加に資するような施策をそれぞれ国の補助金を使いながら整備していくということで、それぞれ何年に何をやるというのは、今後今ちょうどステップアッププログラムをつくるための協議会で計画を策定しております。その中できちんと決めていきたいと思ひております。

森委員 既に国立公園、ナショナルパークなんで、新たにこれを出すことでまた認定されるというわけではないということによろしいのかということ、世界基準のブランドが阿蘇くじゅう、祖母傾山系で、今国定公園ですけども、これがユネスコエコパークに認定されるということで、それぞれ大分県の自然の価値が認められるということで、多くの方がまた訪れるであろうという期待もしている。そういう中で、受け入れ側で大分県できちんとした自然を満喫していただくために来られる方が守らなければいけない、自然に入るに当たって守らなければいけないルールであるとか、県としての環境整備なり、そういうルールづくり、一般質問でも言いましたけれども、そういうことも必要だと考えますけれども、改めて教えていただきたいと思ひます。

山崎自然保護推進室長 満喫プロジェクトの選定ということで、環境省からされたわけですけども、改めてもう1回何をするので選定というのはこれはないですね。ただ、事業を採択されるかどうかということで淡々と事業は進めていきます。委員から一般質問でもありましたルールというのは、民間の方たちの協力を得て、啓発とか周知というものをよく連携してやっていくと、そういうルールづくりというものを考えたいと思ひています。

森委員 長野県の条例を私この前、例に出しました。あえて規制するのではなくて、いかに楽しんでいただいて、地元の人がその価値を改めて知って、また地元の人が誇りに思っけて情報発信するというような形で、観光振興にもつながる条例だということで例で取り上げさせていただいたんですけど、大分は大分で独自のものがあっていいと思ひますので、本当の大分の自然を楽しんでいただくために必要なルールづくりについてまた検討をお願いしていきたいと思ひます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

⑪から⑫までをまとめてお願いします。

神理事兼防災局長 平成28年熊本地震の検証（中間まとめ）について説明申し上げます。

資料の39ページをお願いします。

目的にありますように、県では南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えるため、市町村や関係機関とともに、熊本地震における対応を検証しているところであります。このたび、検証結果を踏まえ、今後の対応策について中間まとめを行いましたので、報告したいと思えます。

まず、検証項目ですが、災害情報、避難者支援、支援物資、災害対策本部、大きくこの4つの項目について課題を抽出し、改善策を検討するという形で進めております。

次の40ページをお開きください。まず4項目のうちの1点目、災害情報についてです。

左側が課題、どういう問題があったか、右側がそれに対しどう改善していくか、取り組みを書くという形で整理しております。

(1) 災害情報の収集に当たりましては、これが1番大事になるんですが、やみくもに情報を収集するのではなく、ここに初動期、応急対応期など時期を書いておりますが、その時々によって必要な情報をとるように整理をしないと、対応においても混乱すると考えております。そういう意味で、災害対応時の各段階に応じて必要な情報をとるというように、情報収集業務を明確にしていくとまず考えています。また、迅速な災害対応を行うためには、市町村からの情報に頼るだけではなく、例えば県でも購入したドローンで現場の情報を把握するとか、あるいはツイッターやフェイスブックなどのSNSを使って多様な情報収集手段を確保する必要があると考えております。次に、(2) 情報収集体制の強化についてですが、本県では大規模災害発生時に、被災市町村の情報を収集するため、各振興局から情報連絡員として職員を派遣するという制度を設けておりますが、今後、研修会等を通じてスキルアップを図るほか、日ごろから市町村と顔の見える関係をつくっていくなど、情報連絡員の機能強化を図っていきたいと考えております。(3) 災害情報の県民等への迅速な提供では、災害発生時に、県民の皆さんに迅速に情報をお伝えするため、県ホームページだけでなく、県の公式ツイッターやフェイスブックの活用を図っていきたいと考えております。(4) 外国人への情報提供等でございますが、さきの一般質問でもお答えしましたが、発災が発生した時に県に多言語支援センターを立ち上げ、ホームページやSNS等を通じて被災状況や避難所などの情報を発信するなど、災害が起こっても海外からの観光客や留学生の安全・安心を確保していきたいと思っております。

次の41ページをお開きください。2点目の避難者支援です。

今回の熊本地震ではそれぞれの市町村で避難所を設置しましたが、その設置・運営を基本的に職員が担っているという実態があります。そうしますと、本来職員でなければ行うことができない、被害状況の調査や支援物資の対応などになかなか手が回らないということも聞いております。そこで、(1) 避難所運営においては、市町村における避難所運営ルールを確立する、あるいは防災士、自主防災組織、場合によっては避難者の皆様方にもご協力いただいて、地域住民による避難所の主体的運営が重要になってきますので、そういった動きを支援したいと思っております。(2) 指定避難所外対策では、車中泊も含め、指定避難所以外における避難者の実態把握と支援方法を検討していきたいと思っております。

次の42ページをごらんください。3点目として支援物資であります。

今回の地震で、本県では大きな混乱はありませんでしたが、熊本県におきましては、支

援物資が被災地の物資拠点に滞留し、その先の避難所に届かない、いわゆるラスト1マイルの問題が発生したという状況です。その解決手段として、(1) 輸送手段の確保のための取り組みとして、避難者に確実に物資を届けるためには、行政の力だけではどうしようもできないということで、民間のノウハウを活用していくことが重要であるので、災害時における事業者との協定の締結等を進めていきたいと考えております。また、(2) の物資輸送拠点の確保では、本県の物資集積拠点として大分スポーツ公園を位置づけておりますが、例えば周辺道路が使えなくなるというようなことで、拠点そのものが機能しないことも大規模な災害では想定しなければならない。その場合、県内市町村の拠点の共同利用は当然のことではありますが、九州各県の公的施設の相互利用や、県外の民間倉庫等の利用について国や民間企業とも検討を行っていくこととしています。

43ページをごらんください。4点目として災害対策本部であります。

災害対応の中心的役割を果たす県の防災センターの機能強化や、大規模災害発生時に設置される政府の現地対策本部の活動スペース等についても検討していきたいと思っております。

申しわけございませんが、最初の39ページにお戻りいただきまして、これはまだ中間まとめということで、年内に具体的に詰めるべきは詰めて、最終的なまとめを行っていく予定にしております。その後、県の地域防災計画等の見直しをしていきます。年度内に内容を固めていきます。29年度になりましたら早い時期に、その計画に基づく防災訓練を実施し、実効性を高めていくことを考えております。

法華津防災危機管理課長 大分県地域防災計画の修正について説明申し上げます。

同じ資料の44ページをお願いします。

先般7月21日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されましたので、概要についてご報告いたします。

今回の防災計画の修正は、大分県災害対策本部の体制の見直しでございます。

現在、熊本地震への対応等につきまして、ただいま報告がありましておとり検証中でございますが、改めるべきところは早急に改める必要があると判断により、7月4日付で防災局を設置し、危機管理体制の強化や市町村の支援等に資するよう、県の組織を見直しました。

防災計画の修正の内容ですが、県の組織改正により防災局長が新設されたことに伴い、県災害対策本部の運営や総合調整室を統轄するポストに防災局長を充て、総合調整室長であります危機管理監には、情報収集と応急対策等の災害対応に専念してもらう体制にいたしました。

また、総合調整室の中にありました庶務班を、市町村への支援や本部会議の運営等に当たる総務班に改組して防災局長の下に設置するとともに、情報発信の強化のため広報班を広報・情報発信班に改組し、同じく防災局長の下に配置することにしました。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見があればお願いします。

守永委員 39ページの28年熊本地震の検証の中間まとめということで、検証方法で、県、市町村、九州地方整備局等による課題の抽出といった作業があるんですけども、ぜひこの課題を聞き取る対象として、JRだとかバスだとか、公共交通機関からの課題の拾い上げというのもしていただきたいと思っております。被災をして、自分の交通手段、マイカー

とかを失った場合に公共交通が残れるかどうかというのは、やはり大事だと思いますし、2011年の東日本大震災のときも、バス会社の運転手が津波に遭ったと聞いて駆けつけて、バスだけ安全なところに避難させて、その後そのバスが地域の公共交通として役に立ったんだらうと思うんですね。そういったことも踏まえて、何か課題があったのか。

この間の一般質問でも投げかけさせていただいたんですけれども、JR等で九州全域が震度4で緊急地震速報が流れて、そのときに、その携帯メール、エリアメールを受診できなかった運転手もいるんですね。だから、その運転手というのは信号が赤でとまったという形になってしまうので、そういった通信機器の整備とか、そういった課題もいろいろと出てくると思いますので、ぜひそういったところも課題の抽出作業の中に入れて込んでほしいと思います。

神理事兼防災局長 貴重なご意見ありがとうございました。災害対策本部の中で、通信・輸送部、企画振興部ですけれども、そこが担っております。そこともきょうの話をさせていただいて、ワーキングに入れるとかは全然問題ないというか、なるべく我々としても、これだけって限定するのではなくて、より幅広いいろんな課題を捉まえていきたいと思えます。ちょっと協議させていただきたいと思えます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別のないようですので、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

衛藤委員長 それでは、内部協議に入ります。

初めに、県議会災害対策連絡協議会が取りまとめた大規模災害に関する提言（案）についてご検討をお願いします。

県議会災害対策連絡協議会は、本県も大きな被害を受けた4月の地震を受けて立ち上げました。協議会はこれまで3回開催されたほか、熊本県での現地調査を行いました。

今後、知事に対して、大規模災害対策に関する提言を行うこととしております。

お手元の提言案をごらんください。

たたき台となる素案を事務局から全議員にお配りし、ご意見をいただいた上で修正したものがこの提言案です。7日に開催された協議会で、各常任委員会ごとに関係部分を検討することになりました。事務局が、提言案を事前にお配りしておりますので、ご検討いただいていると思えます。

この提言案について、ご意見等はありませんか。

平岩委員 ありがとうございます。事務局の方に感謝しますが、4ページのところの被災者支援に関するところで、プライバシーの保護等という書き方なんですけど、私は、こういうときに女性に対する暴力が起きますよねというのをずっと言ってきたので、どこかで女性が暴力に遭わないというか、男女が区別されてトイレや入浴ができるとか、そういうよ

う配慮が入るような言葉が1つでもあるといいかなと思ってこれを見ておりました。必要だったらまた一緒に文言を考えますが、何かそこら辺がですね。

守永委員 その女性に対する部分とあわせて、障がいを持っている方に対する配慮というのも、今かなり意識した災害対応の計画にはなっていると思うんですけども、提言されるのであれば、そういった面も書き加えていただけたらと思います。

衛藤委員長 そうですね、それは大事なことでしょう。それではその2つ、文言を考えてください。

守永委員 2ページの市町村との連携強化というのが(3)にあるんですけども、ここで基本的には、市町村の職員に対する応援職員として、県から市町村の現場に行って、その状況を把握しながら一元的な窓口になるということを行っているんだと思うんですけども、なかなかそれがうまくいっていなかったり、結局県から、いわゆる県の主管課から県の主管課に同じような連絡を取り合うような形が実際あったと聞いているので、それがなぜかなというのをきちんと整理しなきゃならんと思うんですけどね。

私の想像からすれば、県なら県のサイドで窓口の1人を置いて、県の職員が市町村側の窓口になるとしても、もう1人市町村サイドに立つ窓口の職員も県から派遣をして、窓口同士で情報交換できるような体制にすれば、1人の窓口が県の関係機関、市町村の関係機関をそれぞれやりとりするんじゃなくて、Aさんは県の関係機関、Bさんは市町村の関係機関、Aさん、Bさんがそれぞれ情報交換して、お互いまた返していくという形のほうが、相手方がワンサイドになるのでいいのかなということも考えるんですよ。そういったこともぜひ考慮して体制改善をお願いしたいと思いました。

それと、(4)の関係機関及び民間事業者との連携強化は先ほど言ったように、公共交通機関、JR、バス、タクシー、トラック、そういったところとの連携もやるべきだと書き加えてほしいと思います。

近藤委員 地震対応で感じたことは、いかにマニュアルとかをどうしようが、そこに対応する人次第で大違いであるということ、本当に私は感じております。やっぱり県民じゃなくて、対応する職員の意識を向上させていかないと、中に入っている人がいろいろ世話を焼きよんのよ、職員以上に。僕はずっと見て回っちょるけどね。本当にそういうことがありますので、言うとも市の職員の悪口になるけんもうそれ以上言わんけんが、もうちょっとどげえかならんかいと言ってえごとあったよ。本当にいっぱい。そんなこともありますので、これはこれでいいです。

吉岡委員 ちょっと1つだけ教えてください。4ページの(1)の赤字の波線があるよね、確実・迅速な避難につながるサイレンの吹聴を周知・徹底するというんですけど、これはサイレンに何かいろいろ種類があったんでしたかね。

事務局 これは元吉議員がいつもおっしゃっていることで、水害の関係とか地震の関係とかいろいろ種類があるので、それがいつも本能的にわかるような周知徹底、教育をせんと意味がないということ、元吉商工労働委員長が協議会の場でおっしゃっていましたので、それを加えたということです。

吉岡委員 そうなんですか。でもサイレンの種類ってわからないよね、そんなに言われたって。

事務局 その周知が足りないんで、誰でもわかるように周知を徹底するようにというよ

うな趣旨です。

吉岡委員 それは、避難のためのサイレン、何とかのためのサイレン。

事務局 いろんな種類があると思います。

守永委員 端的に言えば津波でしょうね。

吉岡委員 でも、もう何か起きたときは津波のやつとか判断できないから、やっぱり本当にとにかく危険だというサイレンを1本にするならしたで、何かなというのは後で、そのときわからないですね、どっちみち。これはいいと思う。

守永委員 津波は防災士で習っておりますから。

吉岡委員 だけど、我々が知ったとしても、みんなが毎回、4種類とかしたってわからないから、やっぱりちょっと大事だなと思った。私はできればここに、1つの危険というサイレンでいいのかなという。そうすると、危険のサイレンを聞いてみんな何をしなきゃいけないのかなというのは防災無線とかでいいと思うし、サイレンの種類にしたってね。

守永委員 ただ、津波の場合はすぐ逃げないと、10分で来てしまうというエリアは、それだけは区別しておかないと逃げられないですよ。

吉岡委員 例えば、津波がぱっと来た。でも、奥のほうの人たちも川を上って津波が来るじゃないですか。そのときに、時間かかるんだけどね、それで一斉にサイレンをぱっとやって、それを地域ごとに、津波ですとか、何とかですとかしたら、よりわかりやすく、これはそういう意味だと思うので、とても大事だなと思いました。これは何種類あったのかなと今ちょっと確認したまでです。

衛藤委員長 うちの市が各家に全部防災無線をつけているんです。それで24時間つけっ放し、もちろん災害があったときにぱっと言うし、ほかの件、重要なことは防災無線でしゃべってくれるんですよ。そういうのはないのかな、ほかの市町村は。

吉岡委員 例えば大分市とかは大きいじゃないですか、そしたら、今回大在のほうも無線をつけるようになったらしいんですね、今回の予算か何かで。だから、例えば、市内とかいうのは、海も近いし、来たときに防災無線とかがないもんね、市内には。我々は県庁で聞こえるけど、だから、地域によってはあるけど、広大になるとないのかなと。

井上副委員長 杵築市は各家庭にですか。

衛藤委員長 全部つけてる。だから、どこか地震があっても、例えば、別府、湯布院にありました、震度3ですと言って知らせてくれる。津波が来る前に地震があるでしょうから、まず地震があって、海に地震がありましたので、津波の警戒をしてくださいとおらぶわな。それはもう全部24時間ついちよるから、うちのそういう面ではまあいいかなと。

井上副委員長 日田市の場合は、中心部には民間ケーブルテレビがあるけれども、周辺部にケーブルテレビが入らないから、市が張りめぐらしたんですよ。そのときに各家庭に防災無線がついたので、周辺部は各家庭についているけど、中心部にはついていない。外で言っているのを聞かないと、大雨のときに聞こえないとか困るんですよ。

衛藤委員長 やっぱせめて海岸部は全部つけるといいですね、大分でも。津波の被害があるところは。高台はいいから。

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、当委員会からの意見については、そのようにいたします。

なお、提言は今後開催される協議会で決定されますが、最終的な調整は委員長にご一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、この件はそうにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がありませんので、所定の手続をとることにいたします。

最後に、8月に予定していましたが、台風の影響で実施を取りやめた県外所管事務調査について、事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 ただいまの説明の中で、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それではこの案で決定いたします。

今後の細部の変更などについては、私が判断させていただきますので、ご一任願います。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。